資料3-3

越前市環境基本計画
（素案）

令和９年　月

越前市

越前市環境基本計画
目　次

第1章　計画の基本的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1　計画改定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第1章　計画の基本的事項

1　計画改定の背景

本市では、平成19年10月の越前市環境基本計画の策定以降、市を取り巻く環境に関する様々な課題や社会情勢の変化を踏まえながら、改定を重ね、先人が守り育ててきた本市のすばらしい環境とそこからもたらされる歴史、文化、伝統のものづくりといった恵みを再認識し、これらをより良い形で次の世代に継承するための取組みを進めてきました。

一方、近年では、地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響により、世界各地で豪雨や猛暑などの異常気象が頻発・激甚化しており、その対応が喫緊の課題となっています。また、国際社会では、SDGs（持続可能な開発目標）の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。国においても、2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に向け、脱炭素化や再生可能エネルギーの導入促進など、様々な施策が展開されており、地方自治体においても、地域の実情や特性を踏まえた一層の取組が求められています。

本市では、令和3年8月に2050年までの二酸化炭素*排出量実質ゼロを目指す「越前市ゼロカーボンシティ宣言*」を表明しました。さらに、武生中央公園を再生可能エネルギーや未利用資源を活用した「ゼロカーボン・セントラルパーク」にする取組を進めるなど、脱炭素社会の実現に向けた施策を推進しています。

このような中、前計画の計画期間終了を踏まえ、その達成状況を確認するとともに、本市の環境の現状を改めて把握し、今後の取組や施策を示した越前市環境基本計画（以下、「本計画」という。）の改定が必要となっています。

2　計画の目的

本計画では、未来へつなぐ脱炭素のまちづくりを重点項目として位置付け、市民・事業者・行政が一体となり進めていきます。

本計画を通して、省エネ・省資源を意識したライフスタイルの実践や豊かな自然環境の保全・再生に関する活動を行うなど、私たち一人ひとりが積極的に環境問題に取り組むことで、環境への負荷の少ない持続可能な社会*を構築し、人にも生きものにも優しいまちづくりを目指すことを目的とします。

3　計画の位置付け

本計画は、「越前市総合計画」を上位とする環境面の総合的な基本計画に位置付けます。

また、「食と農の創造ビジョン」や「一般廃棄物処理基本計画」などの各種計画、国や県の関連法令や計画などと連携を図りながら計画を推進します。

なお、本計画は、地球温暖化*対策の推進に関する法律*（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）としても位置付けます。

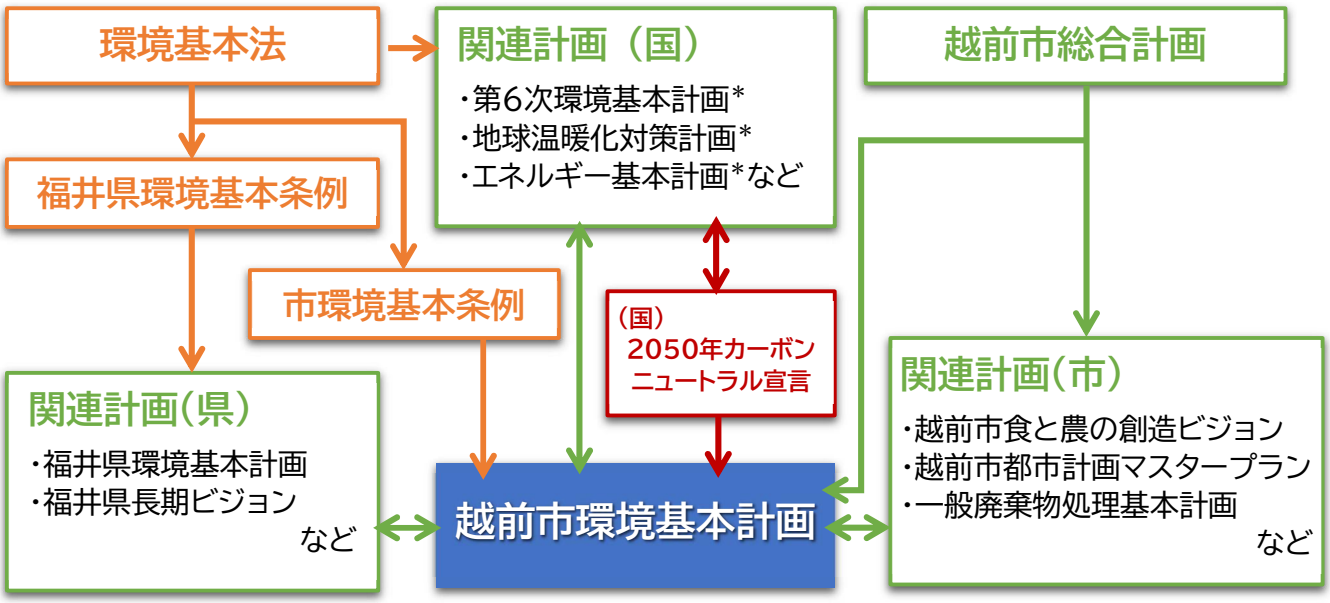

4　計画の期間

前計画では計画の期間を5年間としていましたが、国の地球温暖化対策計画の目標年度である2030年度と整合を図るとともに、国及び県の環境施策の動向に迅速に対応するため、本計画の計画期間は、令和9年度から令和12年度までの4年間とします。

年　度	令和9（2027）	令和10（2028）	令和11（2029）	令和12（2030）	令和13（2031）
計画期間	計画期間　４年間				次期計画期間

5　越前市の概要

（1）位置・地勢

本市は、福井県のほぼ中央に位置し、市域北側が鯖江市と越前町に、南側が南越前町に、東側が池田町に、西側が越前町と南越前町に接しています。

本市の市域面積は230．70km^2 で、県面積の約5．5%を占めています。本市は、東部を越前中央山脈、西部を丹生山地、南部を「越前富士」と呼ばれる日野山などの400～700m級の山々に囲まれており、その中央に武生盆地が開け、日野川が南北に貫流しています。



位置図

（2）人口・世帯数

本市の総人口及び世帯数は、令和8年4月現在で79，828人、32，924世帯となっています。総人口については、平成26年以降は減少傾向となっています。一方、世帯数については、増加傾向にありますが、総人口に対する世帯数をみると依然として核家族化が進んでいることがうかがえます。

年齢別構成比をみると、15歳未満の割合は年々減少する一方、65歳以上の割合は年々増加する傾向にあり、令和8年には15歳未満が11．7%、65歳以上が29．8%と少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

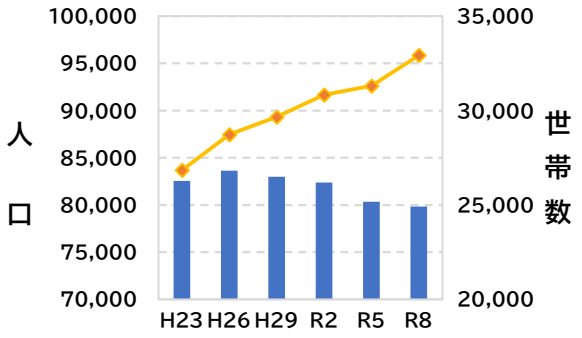

人口及び世帯数の推移

資料：越前市統計年鑑

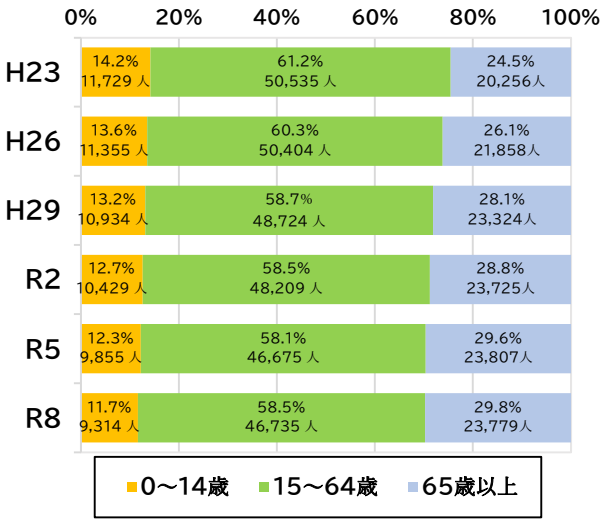

年齢別人口構成比の推移

資料：越前市統計年鑑

（3）土地利用

本市の市域面積23，070haから道路・河川を除いた面積は13，162．3haであり、うち36．7%を山林が占めています。次いで27．7%を田が占めており、宅地は15．1%となっています。

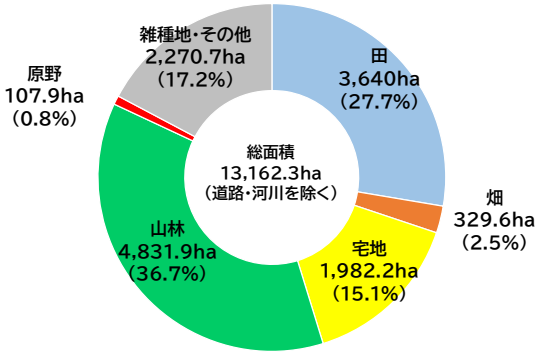

地目別土地利用面積

資料：福井県市町勢要覧（令和7年1月）

（4）産業動態

本市は、製造品出荷額等が県内一位で、県全体の約3割を占めており、先端技術産業から伝統産業まで、幅広い産業・業種構成となっています。

その中でも、特に「電気機器、電子部品・デバイス・電子回路、輸送用機器」の分野では、高度な技術を有し、設計開発力の強い企業で生産された商品の付加価値が高くなっています。

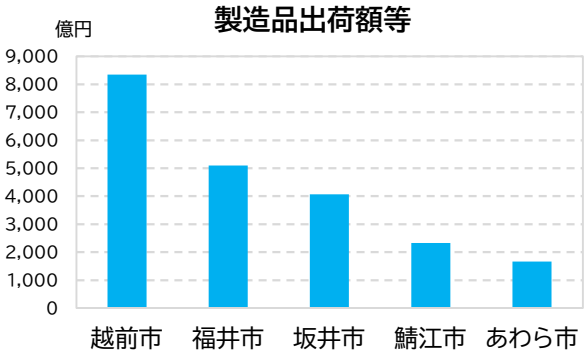

製造品出荷額（上位5市町村）

資料：経済構造実態調査（令和6年：経済産業省）

（5）観光

本市の令和7年度の観光客入込数は約350万人となっており、項目別でみると、スポーツ・レクリエーションが最も高く、全体の45．7%、次いで買物が24．7%と高くなっています。

また、多数の観光地のうち、特に武生中央公園は、「たけふ菊人形」の会場として、また、老若男女が憩う・遊ぶ・見る・学ぶ・楽しむことのできる場所として市内外から多くの利用客が訪れており、令和7年度の利用者数は約145万人となっています。



武生中央公園

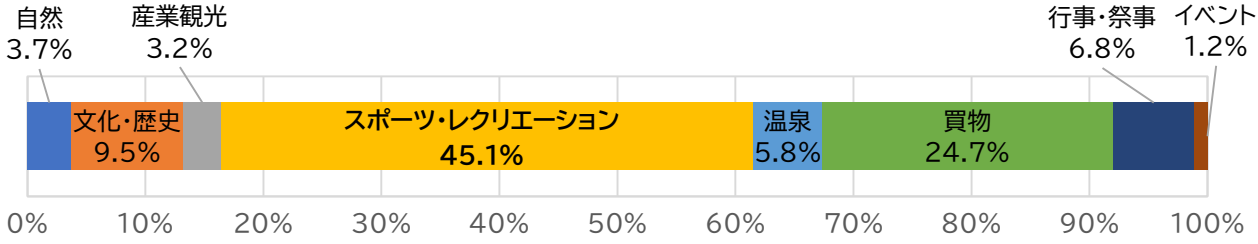

目的別観光客数入込数の割合

資料：福井県観光客入込数（令和7年度）

第2章　計画の理念と目標

1　基本理念

本計画は、「越前市環境基本条例」に掲げる5つの基本理念や越前市の特性及び社会情勢を踏まえて策定します。

《越前市環境基本条例に記載されている基本理念　抜粋》

1　良好な環境の保全と創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み、人類存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2　良好な環境の保全と創造は、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるよう適切に行われなければならない。

3　良好な環境の保全と創造は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるよう適切に行われなければならない。

4　良好な環境の保全と創造は、地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化、歴史遺産等が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されること等により、文化環境が良好に形成されるよう適切に行われなければならない。

5　良好な環境の保全と創造は、地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、並びにこれらの循環的利用が図られること等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

2　目指す環境像

水と緑、生きものが輝き
未来へつなぐ共生のまち　越前市

越前市は、日野川をはじめとする清らかな河川や緑あふれる里山など、豊かな自然環境に恵まれています。また、コウノトリ呼び戻す農法米をはじめとする環境に配慮した農業や県内トップを誇る産業など、本市には自然と人の営みが調和する多くの魅力と地域資源があります。

一方で、地球温暖化の進行による自然災害の激甚化や生態系の変化、資源・エネルギー問題など、私たちを取り巻く環境課題は複雑化・深刻化しています。こうした課題は、本市の豊かな自然環境や市民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

私たちが将来にわたり豊かな環境の恵みを享受していくためには、脱炭素社会や循環型社会の実現を目指すとともに、水や緑、生きものを大切にし、自然と人が共生する持続可能な地域づくりを進めていくことが重要です。

自然と人が共生し、ともに輝く社会を未来へつなぐため、本市の目指す新たな環境像を上記のとおり定め、実現に向けて計画を推進します。

3　計画の体系

ここでは、越前市の目指す環境像を実現するため、計画の柱となる5つの基本方針を示します。特に、5つの基本方針のうち、地球環境に関することについては、市全体で重点的に取り組む「重点項目」として定め取組みを推進します。

環境像	基本方針	関連するSDGs※1

水と緑、生きものが輝き　未来へつなぐ共生のまち　越前市

重点項目

基本方針1　地球環境に関すること
未来へつなぐ脱炭素のまちづくり



- ●施策1　再生可能エネルギーの普及推進
- ●施策2　地球温暖化防止に向けた取組みの推進

重点的取組み

- ●重点1　二酸化炭素実質排出量削減目標を設定
- ●重点2　多雪地域で取組む脱炭素と快適な生活の実現事業（重点対策加速化事業）
- ●重点3　公共施設への太陽光発電設備の設置促進

基本方針2　生活環境に関すること
水や空気がきれいで
美しく住みよいまちづくり



- ●施策3　生活環境の保全推進
- ●施策4　廃棄物の適正処理の推進

基本方針3　自然環境に関すること
コウノトリが舞う自然豊かなまちづくり



- ●施策5　生物多様性の保全
- ●施策6　環境に配慮した農業の推進

基本方針4　資源循環に関すること
ごみを減らし資源を活かす
循環型のまちづくり



- ●施策7　3R の推進
- ●施策8　食品ロス及びプラスチックごみ削減
- ●重点4　「ごみ減量の文化」の醸成を推進

基本方針5　環境教育・環境行動に関すること
自然に学び未来を育むまちづくり



- ●施策9　人材育成の推進
- ●施策10　環境保全団体との連携・協働の促進

※1：SDGsと基本方針の関連性についての詳細は、資料編（資料-●）参照

第３章　施策の展開

ここでは、本計画が掲げる５つの基本方針の現状と課題を整理するとともに、基本方針の実現に向けて、市民・事業者・行政の具体的な取組みや指標などを示しています。

各ページの見方1

基本方針1　未来へつなぐ脱炭素のまちづくり

関連するSDGs

(1)現状

近年の地球温暖化対策に関する動き

●平成27年に合意されたパリ協定の目標達成に向け、国は令和2年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを宣言しました。

●国としては、2013年度の温室効果ガス排出量を基準とし、2030 年度に46%削減、2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減を目標に掲げています。

年	国際社会	国	福井県
2015（平成27）	パリ（フランス）でCOP21開催「パリ協定」を採択	GHG排出量に関する新たな目標（2030年、2013年度比26%削減）を発表 地球温暖化防止に向けた国民運動である「COOL CHOICE」開始	
2016（平成28）	マラケシュ（モロッコ）でCOP22開催「パリ協定」を発効	「地球温暖化対策計画」策定 「電力自由化」開始	
2017（平成29）	ボン（ドイツ）でCOP23開催	「都市ガス自由化」開始	
2018（平成30）	カトヴィツェ（ポーランド）でCOP24開催「パリ協定」の実施指針採択	気候変動適応法の公布 「第五次環境基本計画」「気候変動適応計画」策定 「第5次エネルギー基本計画」策定	「福井県環境基本計画」策定
2019（令和元）	マドリード（スペイン）でCOP25開催	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定	
2020（令和2）	エジプトシャルム・エル・シェイクでCOP27	首相所信表明演説にて「2050年カーボンニュートラル*」「脱炭素社会の実現」を宣言	2050年の二酸化炭素排出実質ゼロ「ゼロカーボン」表明 地球温暖化ストップ県民運動「ふくいゼロカーボンアクション*」開始
2021（令和3）	グラスゴー（イギリス）でCOP26	第45回地球温暖化対策推進本部にてGHG排出量に関する新たな目標（2030年、2013年度比46%削減）表明	
2022（令和4）	シャルム・エル・シェイク（エジプト）でCOP27	脱炭素化支援機構（JICN）設立	地球温暖化対策実行計画を改訂 2030 年、2013 年度比 49%削減目標を表明
2023（令和5）	ドバイ（アラブ首長国連邦）でCOP28	GX 推進法 成立 GX 推進戦略・基本方針 策定	重点対策加速化事業 採択 カーボンニュートラル福井コンソーシアム 設立
2024（令和6）	バクー（アゼルバイジャン）でCOP29	「地球温暖化対策計画」改訂 「第7次エネルギー基本計画」策定 GHG排出量に関する新たな目標（2013年度比で、2035 年度に60%削減、2040 年度に 73%削減）表明	ふくいエコはぴねす住宅基準策定
2025（令和7）	ベレン（ブラジル）でCOP30	原則すべての新築住宅・非住宅を対象に、省エネ基準の適合義務化	促進区域設定に関する県環境配慮基準策定
2026（令和8）	アンタルヤ（トルコ）でCOP31	改正 GX 推進戦略が施行、排出量取引制度が本格稼働	ふくいエコはぴねす住宅推進事業補助金

(2)これまでの主な取組み

各分野において、これまで行政が実施してきた事業や取組みの成果を整理しています。

(3)課題

各分野の環境に関するデータや行政の取組み、市民・事業者の意識などの現状を踏まえた課題を整理しています。

関連するSDGs(1)

基本方針に関連するSDGsを示しています。

選択した理由については資料編（資料-●）に説明を記載しています。

(1)現状

各分野の国際的・国・県の動きや各分野の環境に関するデータを整理しています。

(2)これまでの主な取組み

★2024（令和6）年度より、環境省の重点対策加速化事業の採択を受け、以下の施策により地域脱炭素を推進しています。

対象	内容
市民	多雪地域対応型（融雪型、垂直型、耐雪アタッチメント）の太陽光発電設備設置に対する補助(3件) PPA*による太陽光発電設置導入に対する補助(10件) 福井エコはぴねす住宅、ZEH＋基準を満たした住宅・断熱性能向上リフォームに対する補助(6件) 購入・リースによるエコキュート等高効率給湯器への入替えに対する補助(78件)
事業者	多雪地域対応型（融雪型、垂直型、耐雪アタッチメント）の太陽光発電設備設置に対する補助(2件) PPA による太陽光発電設備導入に対する補助(1件)
公共	使用しなくなったプール跡地等を活用し、PPA による太陽光発電設備設置(2件) 武生中央公園エリアの施設に PPA による太陽光発電設備設置(1件) 市庁舎等に PPA による太陽光発電設備設置(2件)

※カッコの中は2025（令和7）年度末時点の実績値

(3)課題

●部門別の排出量が最も多い産業部門において、省エネルギー・再生可能エネルギー*設備の設置や再生可能エネルギー由来電気の購入など、排出量削減に向けた取組みを進める必要があります。

●民生業務・家庭部門においても、さらなる再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化などにより二酸化炭素排出量の削減を強化する必要があります。また、運輸部門においても電気自動車・ハイブリッド車を含む電動自動車の更なる導入促進等が必要です（現状は、市民・事業者ともに約3割）。

●また、排出量は多くないものの、農林業や廃棄物部門においては排出量が約 50～70%増加しており、より排出量の少ない燃料への転換や、ごみ発電の活用等の検討が必要です。

部門		2018 年度[t-CO2]	2023 年度[t-CO2]	増減率
産業	農林業	10,932	16,547	51.4%
	鉱業・建設業	6,710	7,212	7.5%
	製造業	792,567	630,647	-20.4%
民生業務		107,117	116,434	8.7%
民生家庭		179,281	135,484	-24.4%
運輸		169,151	147,154	-13.0%
廃棄物		3,652	6,320	73.1%
合計		1,269,410	1,059,798	-16.5%

各ページの見方2

(4)施策

施策1　再生可能エネルギーの普及推進

●市民の取組
- 再生可能エネルギー設備及び蓄電池*の導入に努める。
- 再生可能エネルギー由来電気の購入を検討する。
- 新築又は改築時にZEH(ゼッチ)*を検討する。
- 再生可能エネルギーに関する情報の入手及び活用に努める。

●事業者の取組
- 再生可能エネルギー設備及び蓄電池の導入に努める。
- 再生可能エネルギー由来電気の購入を検討する。
- PPA*の実施を検討する。
- 新築又は改築時にZEB(ゼブ)*を検討する。
- 再生可能エネルギーに関する情報の入手及び活用に努める。

●行政の取組
- (重) 公共施設へのペロブスカイト太陽電池を含む太陽光発電設備の設置を促進する。
- (重) 太陽光発電設備及び蓄電池の導入を支援する。
- 越前たけふ駅周辺のゼロカーボン化について検討する。
- 再生可能エネルギー由来電気の購入を検討する。
- 再生可能エネルギーに関する情報を収集し、発信する。
- 下水汚泥消化ガス*の活用を継続する。
- ごみ焼却による廃熱を利用した発電電力を公共施設に充てる。
- 小水力発電の可能性を調査するなど導入を検討していく。

⇒P15参照

「(重)」は重点的取組みに関連する取組み

ZEHとZEBの普及に向けた国の動き

国の「第6次エネルギー基本計画」では、2050年までに住宅・建築物のストック平均でZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)基準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す目標を掲げており、目標達成に向けて、ZEHやZEBの実証やさらなる普及拡大に向けた支援等を講じていくとしています。



資料：省エネポータルサイト(資源エネルギー庁)

重点的取組み

重点項目に位置づけている基本方針1については、脱炭素社会の実現に向け行政が重点的に進める具体的な取組みを「重点的取組み」として整理しています。

■重点的取組み１：二酸化炭素実質排出量削減目標を設定

■重点的取組み２：多雪地域で取組む
脱炭素と快適な生活の実現

■重点的取組み３：公共施設への
太陽光発電設備の設置促進

■重点的取組み４：「ごみ減量の文化」の醸成を推進

(5)指標

●施策1　再生可能エネルギーの普及推進

指標名	単位	基準値(基準年)	目標値(目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
太陽光発電設備設置件数	件/年	69(R7)	70(R12)	太陽光発電設備の設置状況を示します。	基準年の成果を維持します。

●施策2　地球温暖化防止に向けた取組みの推進

指標名	単位	基準値(基準年)	目標値(目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
越前市の実質排出量	千t-CO_2	1,225(H30)	699(R12)	脱炭素社会実現に向けた市の取組み成果を示します。	基準年比43%削減を目指します。
市の事務事業におけるCO_2排出量	t-CO_2	12,441(H28)	7,240(R12)		「越前市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の目標に合わせて取り組みます。
電気自動車・燃料電池自動車導入件数	件/年	24(R7)	25(R12)	電気自動車及び燃料電池自動車の導入状況を示します。	基準年の成果を維持します。

(4)施策

市民・事業者・行政が進めるべき具体的な取組みを整理しています。

重点的取組みに関連する取組みは、「(重)」、指標に関連する取組みは「(指)」と示しています。

関連するSDGs(2)

施策に関連するSDGsを示しています。

重点的取組み1　二酸化炭素実質排出量削減目標を設定

(1)背景

●国は「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向け取組みを進めていく中、本市では「越前市ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、脱炭素社会の実現に向けて、具体的な削減目標を掲げ、達成を目指していく必要があります。

(2)具体的な取組み

●越前市域から排出される実質排出量について下記のとおり削減目標を設定し、最新の実質排出量の把握していくことで、施策の効果を確認します。

●実質排出量削減につながる取組みについて、市民や事業者がすぐに取組めるよう、省エネ行動とそれに伴う二酸化炭素削減効果などを分かりやすくまとめ、周知します。

●最新の実質排出量を確認し、必要に応じて取組みを見直します。

(単位:千t-CO_2)

項目	基準 2018(H30)年度	現状 2023(R5)年度	目標 2030(R12)年度	長期目標 2050(R32)年度
実質排出量※	1,225	1,024	699	0
目標削減量	–	-201	-526	–
目標削減率	–	(基準年度比-16%)	2013(H25)年度比-46% 2018(H30)年度比-43%	(二酸化炭素総排出量実質ゼロ)

※ 実質排出量＝各部門の排出量合計-吸収量



越前市の実質排出量の推移と目標

(5)指標

施策の進捗状況を把握・評価するための指標を整理しています。

基本方針1　未来へつなぐ脱炭素のまちづくり

関連するSDGs



(1)現状

近年の地球温暖化対策に関する動き

●平成27年に合意されたパリ協定の目標達成に向け、国は令和2年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを宣言しました。

●国としては、2013年度の温室効果ガス排出量を基準とし、2030 年度に46%削減、2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減を目標に掲げています。

年	国際社会	国	福井県
2015 (平成27)	パリ(フランス)でCOP21 開催 「パリ協定」を採択	GHG排出量に関する新たな目標(2030年、2013年度比26%削減)を発表 地球温暖化防止に向けた国民運動である[COOL CHOICE*」開始	
2016 (平成28)	マラケシュ(モロッコ)でCOP22開催 「パリ協定」を発効	「地球温暖化対策計画」策定 「電力自由化*」開始	
2017 (平成29)	ボン(ドイツ)でCOP23開催	「都市ガス自由化」開始	
2018 (平成30)	カトヴィツェ(ポーランド)でCOP24開催 「パリ協定」の実施指針採択	気候変動適応法の公布 「第五次環境基本計画」「気候変動適応計画」策定 「第5次エネルギー基本計画」策定	「福井県環境基本計画」策定
2019 (令和元)	マドリード(スペイン)でCOP25開催	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定	
2020 (令和2)	エジプトシャルム・エル・シェイクで COP27	首相所信表明演説にて「2050年カーボンニュートラル*」「脱炭素社会の実現」を宣言	2050年の二酸化炭素排出実質ゼロ「ゼロカーボン」表明 地球温暖化ストップ県民運動「ふくいゼロカーボンアクション*」開始
2021 (令和3)	グラスゴー(イギリス)でCOP26	第45回地球温暖化対策推進本部にてGHG排出量に関する新たな目標(2030年、2013年度比46%削減)表明	
2022 (令和 4)	シャルム・エル・シェイク(エジプト)でCOP27	脱炭素化支援機構(JICN)設立	地球温暖化対策実行計画を改訂 2030 年、2013 年度比 49%削減目標を表明
2023 (令和 5)	ドバイ(アラブ首長国連邦)でCOP28	GX 推進法 成立 GX 推進戦略・基本方針　策定	重点対策加速化事業　採択 カーボンニュートラル福井コンソーシアム 設立
2024 (令和 6)	バクー(アゼルバイジャン)でCOP29	「地球温暖化対策計画」改訂 「第7次エネルギー基本計画」策定 GHG排出量に関する新たな目標(2013年度比で、2035 年度に60%削減、2040 年度に 73%削減)表明	ふくいエコはぴねす住宅基準策定
2025 (令和 7)	ベレン(ブラジル)でCOP30	原則すべての新築住宅・非住宅を対象に、省エネ基準の適合義務化	促進区域設定に関する県環境配慮基準策定
2026 (令和 8)	アンタルヤ(トルコ)でCOP31	改正 GX 推進戦略が施行、排出量取引制度が本格稼働	ふくいエコはぴねす住宅推進事業補助金

越前市の二酸化炭素排出量

●本市の基準年である2018（平成30）年度の実質排出量は約 1,225 千t-CO_2、2023（令和5）年度の二酸化炭素総排出量は約 1,024 千t-CO_2となっています。

●実質排出量の推移をみると、上下を繰り返しながらも概ね減少傾向にあり、2018（平成30）年度比で約 17%減少しています。

●部門別では、産業部門が最も多く、次いで民生家庭部門、運輸部門、民生業務部門、廃棄物部門の順に多くなっています。

●森林吸収量についてはほぼ一定で推移しています。

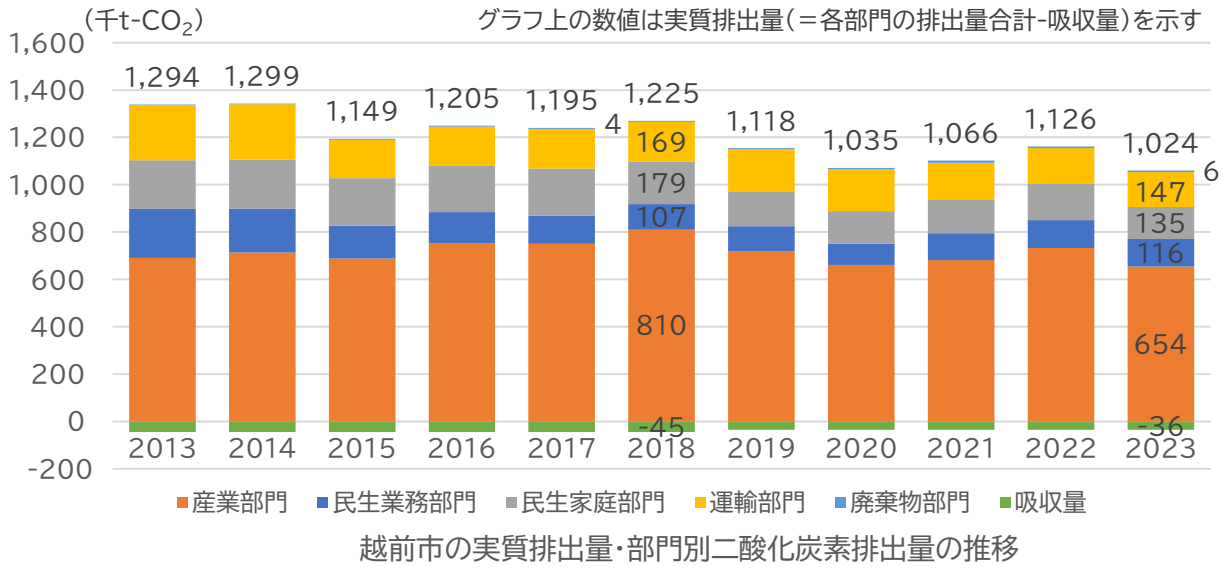

越前市の実質排出量・部門別二酸化炭素排出量の推移

各部門の業種等について

部門名	業　種　等
産業部門	第1次産業（農林漁業）及び第2次産業（鉱業、建設業、製造業）において、製造工程などで消費するエネルギーから排出される二酸化炭素が対象。ただし、移動や運送などに使用する自動車や鉄道に関するものは運輸部門に含める。
民生業務部門	第3次産業（小売業・卸売業、飲食業、宿泊業、娯楽業、病院、情報通信等）及び地方公共団体において、事業活動などで消費するエネルギーから排出される二酸化炭素が対象。ただし、移動や運送などに使用する自動車や鉄道に関するものは運輸部門に含める。
民生家庭部門	家庭生活において、生活の中で消費するエネルギーなどから排出される二酸化炭素が対象。ただし、移動などに使用する自動車や鉄道に関するものは運輸部門に含める。
運輸部門	移動や運送などに使用する自動車や鉄道のエネルギー消費により排出される二酸化炭素が対象。
廃棄物部門	家庭、産業、事業からの廃棄物を処理することにより排出される二酸化炭素が対象。

越前市の二酸化炭素排出の特性

（1）産業部門の割合が高い

●本市の2023（令和5）年度の産業部門の二酸化炭素排出量は約 658.8 千t-CO_2で、総排出量の約 62%を占めています。

●産業部門の二酸化炭素排出量は 2018（平成 30 年）まで緩やかな増加傾向にありましたが、直近は減少傾向が見られます。一方、二酸化炭素排出量と大きな関わりのある製造品出荷額等は増加傾向にあり、温暖化対策と経済成長の両立（デカップリング）が実現しつつあると考えられます。

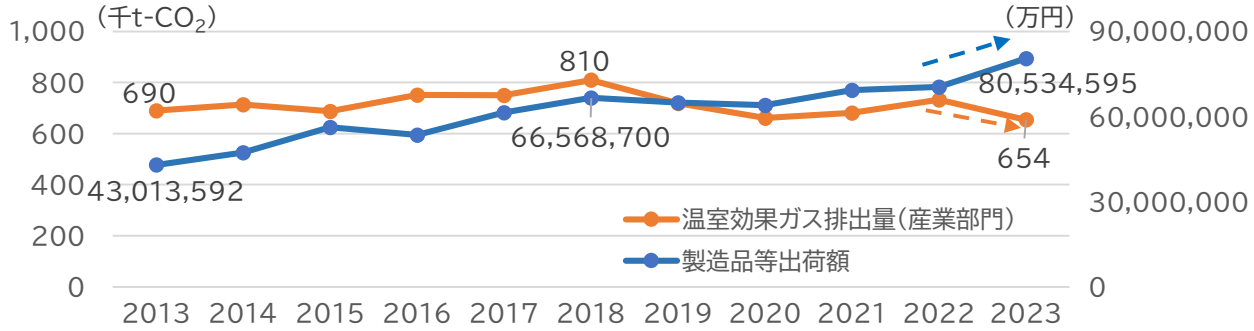

越前市の二酸化炭素排出量（産業部門）と製造品等出荷額

（2）電力由来の割合が5割

●本市の二酸化炭素総排出量の内訳は、電力由来とガスや灯油、石油などの電力以外由来が同程度となっています。

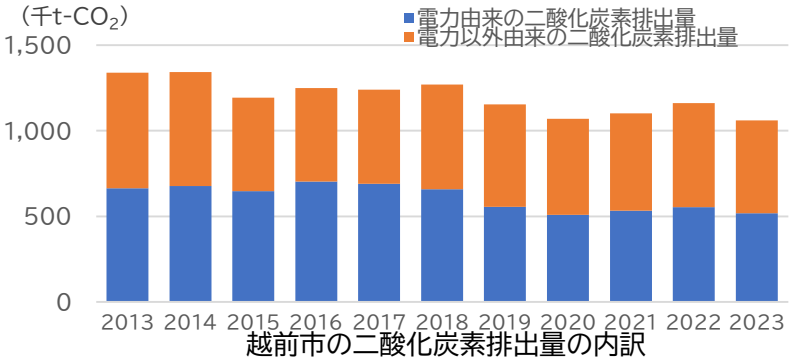

越前市の二酸化炭素排出量の内訳

（3）民生家庭・運輸部門は減少傾向、民生業務部門はやや増加傾向

●本市の民生家庭部門・運輸部門の二酸化炭素排出量は概ね減少傾向にあり、民生業務部門は2020（令和2）年度以降、やや増加傾向が見られます。

●これは、石油から二酸化炭素排出量の少ない再生可能エネルギー等へとエネルギーの移行が進んでいることや、節電や省エネにつながる行動が広く普及してきたことが影響していると考えられます。

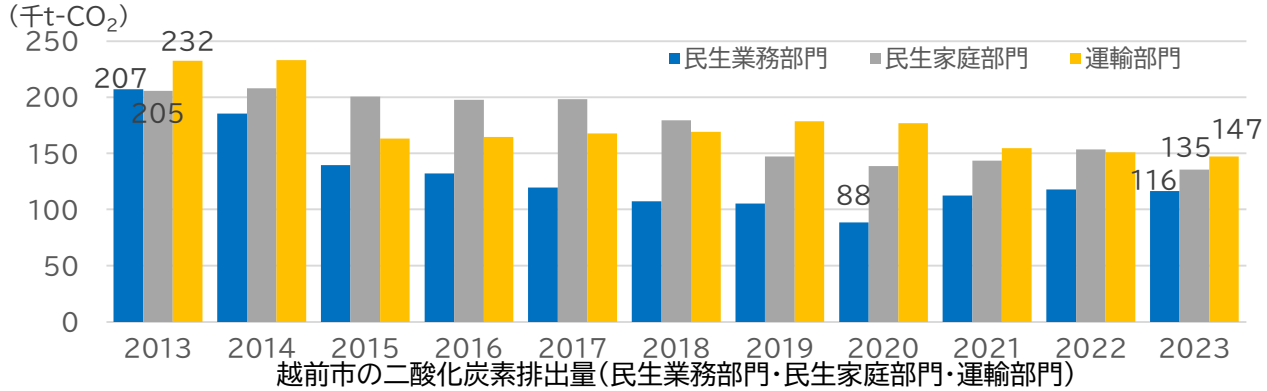

越前市の二酸化炭素排出量（民生業務部門・民生家庭部門・運輸部門）

(2)これまでの主な取組み

★2024(令和6)年度より、環境省の重点対策加速化事業の採択を受け、以下の施策により地域脱炭素を推進しています。

対象	内容
市民	多雪地域対応型(融雪型、垂直型、耐雪アタッチメント)の太陽光発電設備設置に対する補助(3件) PPA*による太陽光発電設置導入に対する補助(10件) 福井エコはぴねす住宅、ZEH＋基準を満たした住宅・断熱性能向上リフォームに対する補助(6件) 購入・リースによるエコキュート等高効率給湯器への入替えに対する補助(78 件)
事業者	多雪地域対応型(融雪型、垂直型、耐雪アタッチメント)の太陽光発電設備設置に対する補助(2件) PPA による太陽光発電設備導入に対する補助(1件)
公共	使用しなくなったプール跡地等を活用し、PPA による太陽光発電設備設置(2件) 武生中央公園エリアの施設に PPA による太陽光発電設備設置(1件) 市庁舎等に PPA による太陽光発電設備設置(2件)

※カッコの中は2025(令和7)年度末時点の実績値

また、重点対策加速化事業のほかにもこれらの対策を実施している。

＜現在実施中の施策＞

- ●中小企業向けに脱炭素アドバイザー資格取得を支援。
- ●越前市カーボンニュートラル推進協議会を設立、官民連携で脱炭素を支援。
- ●2025(R7)年度までの3年間で、全市有施設 LED 化を実施し環境価値をクレジット化。クレジット収益を事業者の脱炭素経営支援へ活用。
- ●「CO2CO2(コツコツ)きっず大作戦」と題して、主に小学生を対象とした地球温暖化防止の意識啓発のための環境学習*イベントを開催。
- ●「越前市環境マネジメントシステム【EEMS】*(越前市地球温暖化対策実行計画(市事務事業編))」の運用による公共施設のエネルギー使用量の削減。
- ●脱炭素社会の実現に向け、「越前市ゼロカーボンシティ宣言」を表明。

＜過去に実施済みの施策＞

- ●LED照明設備などの省エネルギー設備の導入支援。
- ●電気自動車*の導入支援。
- ●市管理の街路灯や施設灯などを LED 化。

(3)課題

●部門別の排出量が最も多い産業部門において、省エネルギー・再生可能エネルギー*設備の設置や再生可能エネルギー由来電気の購入など、排出量削減に向けた取組みを進める必要があります。

●民生業務・家庭部門においても、さらなる再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化などにより二酸化炭素排出量の削減を強化する必要があります。また、運輸部門においても電気自動車・ハイブリッド車を含む電動自動車の更なる導入促進等が必要です(現状は、市民・事業者ともに約3割)。

●また、排出量は多くないものの、農林業や廃棄物部門においては排出量が約 50～70%増加しており、より排出量の少ない燃料への転換や、ごみ発電の活用等の検討が必要です。

部門		2018 年度[t-CO2]	2023 年度[t-CO2]	増減率
産業	農林業	10,932	16,547	51.4%
	鉱業・建設業	6,710	7,212	7.5%
	製造業	792,567	630,647	-20.4%
民生業務		107,117	116,434	8.7%
民生家庭		179,281	135,484	-24.4%
運輸		169,151	147,154	-13.0%
廃棄物		3,652	6,320	73.1%
合計		**1,269,410**	**1,059,798**	**-16.5%**

越前市の部門別二酸化炭素排出量

●環境に関するアンケート結果では、地球温暖化対策を実施する上での課題として、市民・事業者ともに「費用」が最も高い割合を占め、次いで「情報不足」が多い結果となりました。継続的な導入補助や情報提供などの支援が必要です。

●また、「公共交通機関の利用」に関連する行動では、他の行動と比べて「実施する予定はない」の割合が6割以上を占めているため、電動自動車の普及だけでなく更なる公共交通機関の利用促進を図っていく必要があります。

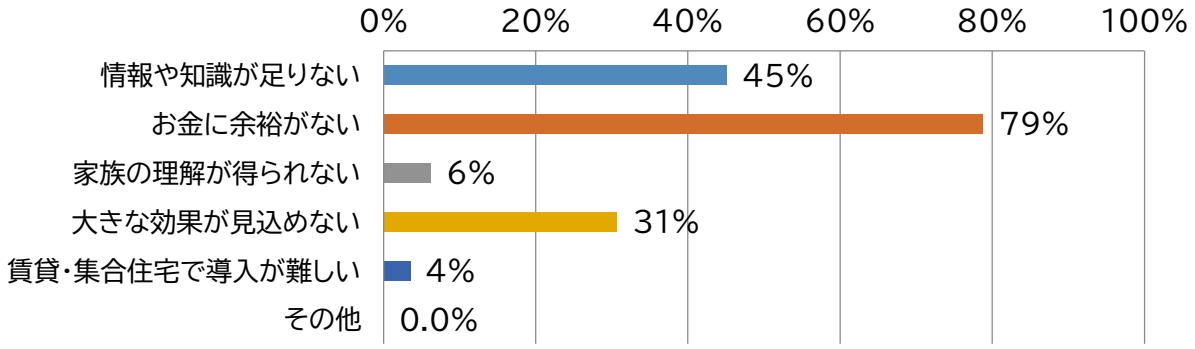

環境に配慮した設備を導入する上で、課題となっているもの
※資料:令和８年度市民アンケート調査(越前市)

（4）施策

施策1　再生可能エネルギーの普及推進

●市民の取組

- 再生可能エネルギー設備及び蓄電池*の導入に努める。
- 再生可能エネルギー由来電気の購入を検討する。
- 新築又は改築時にZEH（ゼッチ）*を検討する。
- 再生可能エネルギーに関する情報の入手及び活用に努める。

●事業者の取組

- 再生可能エネルギー設備及び蓄電池の導入に努める。
- 再生可能エネルギー由来電気の購入を検討する。
- PPA*の実施を検討する。
- 新築又は改築時にZEB（ゼブ）*を検討する。
- 再生可能エネルギーに関する情報の入手及び活用に努める。

●行政の取組

重 公共施設へのペロブスカイト太陽電池を含む
太陽光発電設備の設置を促進する。

重 太陽光発電設備及び蓄電池の導入を支援する。

- 越前たけふ駅周辺のゼロカーボン化について検討する。
- 再生可能エネルギー由来電気の購入を検討する。
- 再生可能エネルギーに関する情報を収集し、発信する。
- 下水汚泥消化ガス*の活用を継続する。
- ごみ焼却による廃熱を利用した発電電力を公共施設に充てる。
- 小水力発電の可能性を調査するなど導入を検討していく。

⇒P15参照

「重」は重点的取組みに関連する取組み

ZEHとZEBの普及に向けた国の動き

国の「第6次エネルギー基本計画」では、2050年までに住宅・建築物のストック平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）基準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す目標を掲げており、目標達成に向けて、ZEHやZEBの実証やさらなる普及拡大に向けた支援等を講じていくとしています。

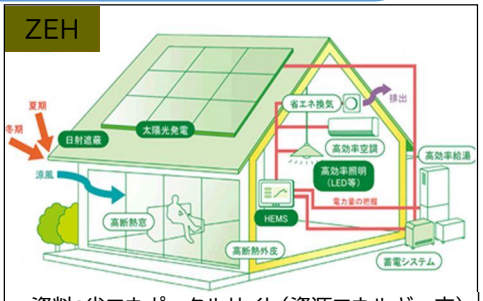

資料：省エネポータルサイト（資源エネルギー庁）

ごみ発電の有効活用

南越清掃組合のごみ処理施設では、ごみを焼却する際の熱を利用してごみ発電を行い、施設内で自家消費し、余った分を売電しています。一方で、売電した電力は、再生可能エネルギーとしての「環境価値」も一緒に手放しているため、市の温室効果ガス削減の成果として数えることができません。

そこで、この環境価値を公共施設に買い戻し、公共施設で使う電気の実質的なゼロカーボン化を図ることを検討します。売電収入を確保しながら、市内のごみから生まれた価値を市内で使い切ることで、二酸化炭素排出量の削減を進めるとともに、ゼロカーボン施設の拡大につなげていきます。

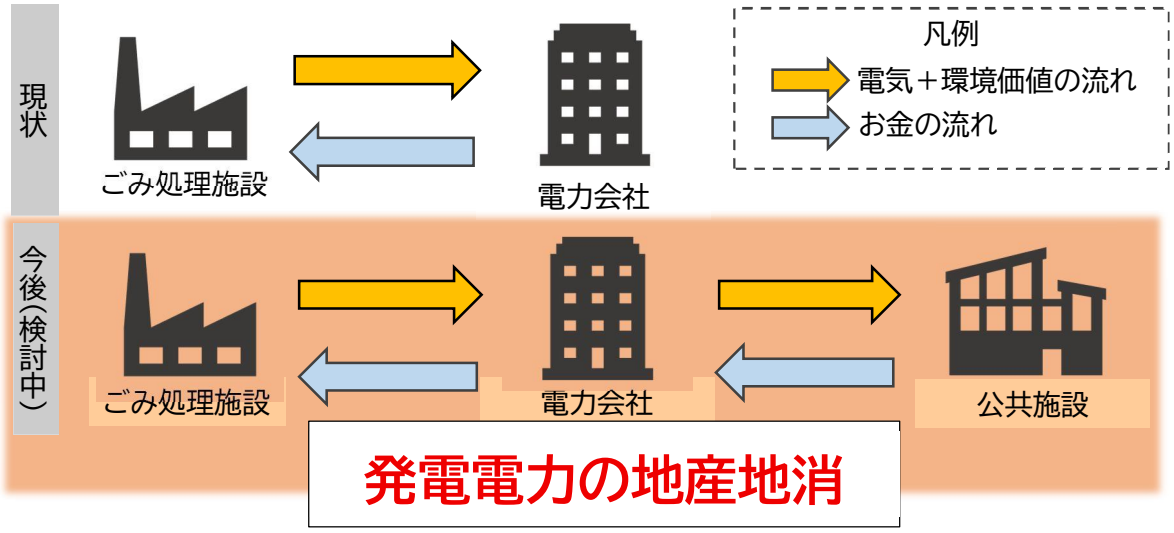

市内の小水力発電のポテンシャル

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、太陽光発電に加えて、地域の水資源を活かした小水力発電の導入を推進します。福井県が令和6年度に実施した「嶺北地域における小水力発電の導入可能性調査」において、以下のとおり小水力発電の可能性が示されています。市内においても、水利権や地域との調整等も踏まえ、事業化に向け検討します。

【特に有望な地点の絞込（最終）の位置および河川名称】



	水系・河川名
1	九頭竜川水系　打波川（地点No2）
2	九頭竜川水系　下赤谷川（地点No8）
3	九頭竜川水系　湯の谷川（地点No9）
4	九頭竜川水系　唐谷川（地点No10）
5	九頭竜川水系　矢高沢川（地点No11）
6	九頭竜川水系　観音谷川（地点No12）
7	九頭竜川水系　杉山川（地点No26）

※資料：嶺北地域における小水力発電可能性調査（福井県）

施策2　地球温暖化防止に向けた取組みの推進

●市民の取組

- 国が提唱する運動「デコ活*」を実践する。
- 家電の買換えや購入時に、高効率型や省エネ型家電などエネルギー効率が高い家電を選択する。
- 住宅の断熱化を検討する。
- 「うちエコ診断*」などを実施し、エネルギーの効率的な利用に努める。
- 公共交通機関の利用や自転車、徒歩での移動を心がける。
- 自動車の買換え、購入時に電動自動車の導入を検討する。
- 自動車利用時はエコドライブ*を心がける。

●事業者の取組

- 国が提唱する運動「デコ活」を実践する。
- 設備の買換えや購入時に、高効率ヒートポンプ*やコージェネレーション*などエネルギー効率が高い設備又は省エネ型設備を選択する。
- 排出量の算定・省エネ診断などを実施し、エネルギーの効率的な利用に努める。
- 事業活動のRE100化（再エネ100宣言RE Action*など）や SBT 認証取得を検討する。
- 地球温暖化防止につながるISO14001*、KES*、エコアクション21*などの取得を検討する。
- 出張の際は公共交通機関の利用を心がける。
- 自動車の買換えや購入時に電動自動車の導入を検討する。
- 自動車利用時はエコドライブを心がける。
- 製品等の配送距離を短くし、二酸化炭素排出量削減に努める。

●行政の取組

(重) 二酸化炭素排出量削減目標を設定する。

(指) 市役所も事業者として、「事業所の取組み」に努め、エネルギー使用量の削減を図る。

(指) 電動自動車の導入及び導入を啓発・促進する。

- 国が提唱する運動「デコ活」を普及啓発する。
- 排出量の算定（可視化）など、脱炭素経営を支援する。
- 地球温暖化防止につながる情報を収集し、発信する。
- 未利用資源*（水素*エネルギーなど）に関する情報の収集に努める。

「(重)」は重点的取組みに関連する取組み、「(指)」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

重点的取組み1　二酸化炭素実質排出量削減目標を設定

（1）背景

●国は「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向け取組みを進めていく中、本市では「越前市ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、脱炭素社会の実現に向けて、具体的な削減目標を掲げ、達成を目指していく必要があります。

（2）具体的な取組み

●越前市域から排出される実質排出量について下記のとおり削減目標を設定し、最新の実質排出量の把握していくことで、施策の効果を確認します。

●実質排出量削減につながる取組みについて、市民や事業者がすぐに取組めるよう、省エネ行動とそれに伴う二酸化炭素削減効果などを分かりやすくまとめ、周知します。

●最新の実質排出量を確認し、必要に応じて取組みを見直します。

（単位：千 t-CO_2）

項目	基準 2018（H30）年度	現状 2023（R5）年度	目標 2030（R12）年度	長期目標 2050（R32）年度
実質排出量※	1,225	1,024	699	0
目標削減量	－	-201	-526	－
目標削減率	－	（基準年度比 -16%）	2013（H25）年度比 -46% 2018（H30）年度比 -43%	（二酸化炭素総排出量 実質ゼロ）

※　実質排出量＝各部門の排出量合計-吸収量

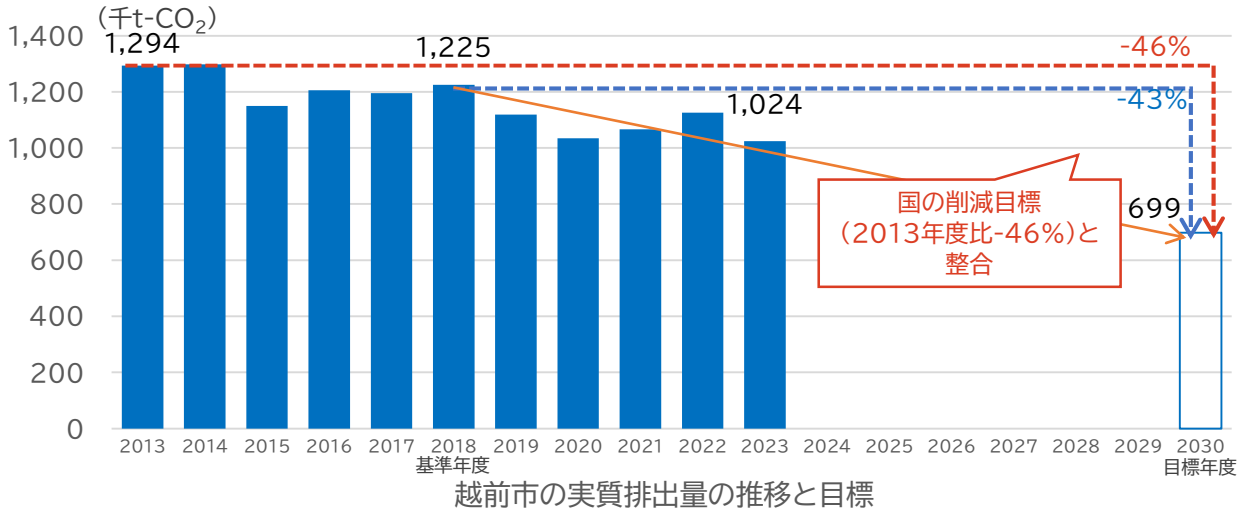

越前市の実質排出量の推移と目標

省エネ度 41kg 2,250円　エアコン



①　暖房の温度を1度低く、冷房の温度を1度高く

カーテンで太陽の光を調整したり扇風機を上手に使うほか、着るものを工夫して過ごしましょう。

省エネ度 42kg 1,470円　ファンヒーター



②石油ファンヒーターの使用時間を1日1時間減らす

着るものを工夫して、必要な時だけつけましょう。

省エネ度 91kg 5,020円　電気カーペット

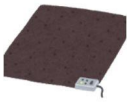

③電気カーペットの設定温度を「中」にする

電気カーペットの下に断熱マットを敷いたり、カバーをかけるなど工夫しましょう。

省エネ度 193kg 10,650円　衣類乾燥機



④衣類乾燥機を使う時は自然乾燥を併用する

衣類乾燥機は、自然乾燥をした後、補助的に使いましょう。

みんなでつなごう　未来のために！

家庭で 実践

10の取組み

～脱炭素社会実現のために～

※緑丸内の数字は、1年分の CO_2 削減量と節約金額の目安を示しています。

自動車



省エネ度 194kg 11,950円

⑤ふんわりアクセルでゆっくり加速

車の発進は、できるだけゆっくり加速し、加減速の少ない運転を心がけましょう。

冷蔵庫　省エネ度 51kg 2,850円



⑥冷蔵庫を整頓し、設定温度を「中」にする

冷蔵庫の中を整理し、設定温度を控えめに設定することで、消費電力を抑えましょう。

省エネ度 86kg 6,190円　お風呂・シャワー



※ガス使用の場合

⑦入浴は間隔をあけずすぐ入る

お湯が冷めないうちに、家族みんなで間隔をあけずお風呂に入りましょう。

省エネ度 52kg 2,900円　ポット・ジャー



⑧ポットや炊飯ジャーを使わないときは、プラグを抜く

ポットや炊飯ジャーの保温は利用時間が長いため、多くの電気を消費します。

省エネ度 13kg 1,060円　電子レンジ



⑨野菜の下ごしらえに電子レンジを利用する

調理の時間短縮のほか、ビタミンCの損失が抑えられます。

ゴミ削減　省エネ度 8kg



⑩ごみを減らす

リデュース・リユースにより、食品ロスなどごみを可能な限り減らしましょう。（目標1日1人 30g）

上記の10の取組みを全て行えば、1年間で**771kg** のCO_2の削減、**44,340円**の節約につながります

越前市の世帯数：31,295 世帯（越前市統計年鑑）
家庭部門の年間CO_2排出量：135 千t-CO_2（P. 10 参照）
1世帯当たりの年間CO_2排出量：約 4,329kg-CO_2

※2023（R5）年度のデータに基づいて算出しています。
※削減量及び節約金額は概算であり、実際とは異なる可能性があります。

1世帯が1年間に排出する量をどのくらい削減できるの？

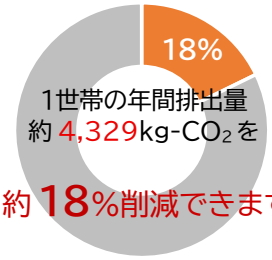

約 **18%削減できます**

全世帯が取り組んだら、目標達成にどのくらい貢献できるの？

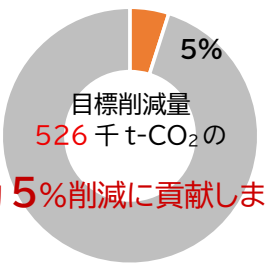

約 **5%削減に貢献します**

事業編

脱炭素社会の実現に向けて事業所や工場で 実践 CO_2 の削減につながる取組み

資料：事業者のための CO_2 削減対策 Navi（一般財団法人省エネルギーセンター）

行動	削減量	
	削減ポテンシャル（t-CO_2/年）	運用費削減額（万円/年）
熱源・搬送対策		
運用改善		
空気比を低く抑えてボイラ等の燃焼設備を運転する	1.0 ～ 200	2.0 ～ 500
二次側負荷の状況に応じて運転圧力調整し、過剰圧力による過剰燃料消費を抑制する	3.0 ～ 30	10.0 ～ 100
ボイラ等の停止時間中の電源を遮断し、燃焼制御装置の待機電力を削減する	0.2 ～ 20	1.0 ～ 100
冷却水設定温度を、冷房負荷ピーク時とそれ以外の冷房軽負荷時期で変更するなど、きめ細かい調整を行う	1.0 ～ 130	～ 800
空調が不要な部屋の空調を停止する	1.0 ～ 70	5.0 ～ 400
設備		
エネルギー効率の良い高効率ボイラの導入	1.0 ～ 900	～ 3,000
経年変化などにより効率が低下した冷却塔を高効率型の製品に更新する	2.0 ～ 30	2.0 ～ 90
経年変化によって効率が低下した循環ポンプを更新する	10.0 ～ 100	20.0 ～ 500
コージェネレーションの導入	1 ～ 100	300 ～ 3,000
空調・換気対策		
運用改善		
季節に応じて空調開始時期をこまめに変更するとともに、不在時の空調運転を停止する	1.0 ～ 400	0.0 ～
空室、不在時のこまめな空調停止	1.0 ～ 1,000	4.0 ～ 3,000
温度基準の範囲内（17℃以上 28℃以下）の室温となるよう冷暖房機の設定温度を見直す	0.1 ～ 2,000	0.3 ～
設備		
高効率空調機に更新する	～ 800	1.0 ～ 1,000
ファンベルトの交換時期に高効率型のファンベルトへ取替える	0.2 ～ 50	1.0 ～ 200
インバータ等によるファンの変風量制御（VAV）の導入	0.4 ～ 500	2.0 ～ 2,000
給排水対策		
設備		
節水型シャワーヘッドの導入	1.0 ～ 20	2.0 ～ 70
高効率ヒートポンプ給湯器への更新	30 ～ 60	60 ～ 200
高効率ガス給湯器に更新する	～ 90	～ 300
その他		
運用改善		
不使用室などの不要照明や不要時間帯のこまめな消灯	0.2 ～ 100	1.0 ～ 600
パソコン等 OA 機器の待機電力を削減する	0.1 ～ 4	0.4 ～
閑散期のエレベーターの一部停止	0.1 ～ 1	0.3 ～ 5
設備		
人感センサー方式の導入	0.1 ～ 60	～ 200
省エネ型自動販売機への更新	1.0 ～ 100	2.0 ～ 500
合計	55 ～ 6,765	414 ～ 16,565

※表中の数値は、小数第1位を四捨五入して表記しているため、合計が合わないことがあります。

上記の取組みを全て行えば、
1年間で55トンの CO_2 の削減につながります
※上記表の最小側の数値で試算

越前市の事業所：3,204 事業所（越前市統計年鑑）
産業部門の年間CO_2排出量：654 千t-CO_2（P. 10 参照）
民生業務部門の年間CO_2排出量：116 千t-CO_2（P. 10 参照）
1事業所当たりの年間CO_2排出量：約 241t-CO_2

※2023（R5）年度のデータに基づいて算出しています
※削減量は概算であり、実際とは異なる可能性があります

1事業者が1年間に排出する量をどのくらい削減できるの？

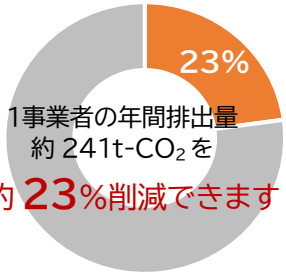

全事業者が取り組んだら、目標達成にどのくらい貢献できるの？

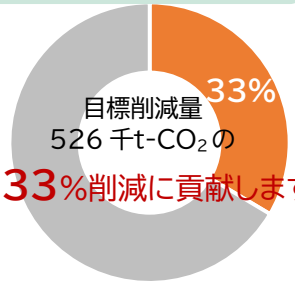

重点的取組み2
多雪地域で取組む脱炭素と快適な生活の実現（重点対策加速化事業）

（1）背景

●本市は 2050 年カーボンニュートラルに向けて再生可能エネルギーの導入を進めていますが、日照時間の短さや積雪のメンテナンス等、多雪地域特有の課題を抱えています。

●そこで、環境省の重点対策加速化事業を活用し、多雪地域であっても脱炭素と快適な生活が両立できる事業を推進しています。

（2）具体的な取組み

●個人・事業者向けに、融雪機能付き等の多雪地域対応型太陽光発電設備の購入や PPA による導入補助を実施しています。

●福井エコはぴねす住宅、ZEH＋基準を満たした住宅や断熱性能向上リフォーム、高効率給湯器への入替え導入を補助します。さらに、ふくい健康省エネ住宅推進協議会や近隣市町と連携し、施工ノウハウの蓄積・横展開と施工業者の育成を図ります。

●白山小学校・南中山小学校・神山小学校のプールに、PPA による太陽光発電設備を導入しました。これにより、プール解体費用の削減や設備の有効活用が実現しました。避難所でもある学校の災害時の電源や、児童の環境学習にも活用します。

実現！市内で再エネ導入が進んでいます

ゼロカーボン・セントラルパークを目指す武生中央公園では、アイシンスポーツアリーナを北陸初となるゼロカーボンアリーナとしたほか、パーキーハウスにも民間資本により太陽光発電施設が導入されました。

白山小学校と南中山小学校では、プールに設置した太陽光発電設備が 2025（令和7）年11月に稼働を開始。現役校プールへの設置は全国でも例がなく、モデル事例として環境省の太鼓判をもらいました。



アイシンスポーツアリーナ

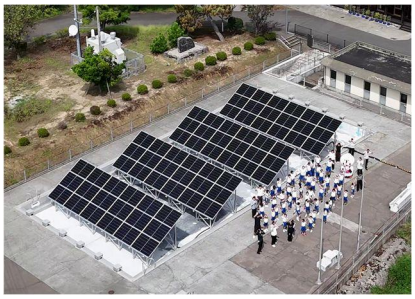

白山小学校のプール跡地への太陽光発電設備導入

重点的取組み3　公共施設への太陽光発電設備の設置促進

（1）背景と目的

●「越前市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において 2030（令和 12）年度までに、30 施設以上の公共施設への太陽光発電設備の導入を目標に掲げており、積極的に導入を推進しています。

公共施設における太陽光発電設備の設置状況（令和8年 12 月時点）

番号	施設名	出力（kW）	設置年度
1	岡本公民館	15	平成11年度
2	中央図書館	10	平成18年度
3	瓜生水と緑公園	10	平成21年度
4	武生南小学校	1.14	平成22年度
5	武生第一中学校	7	平成22年度
6	南越中学校	7	平成22年度
7	紫ゆかりの館（紫式部と国府資料館）	3.24	平成23年度
8	武生第六中学校	7	平成24年度
9	吉野小学校屋内運動場	49.9	平成24年度
10	武生南小学校屋内運動場	48.64	平成25年度
11	武生第一中学校屋内運動場	49.5	平成25年度
12	広瀬勤労者研修センター	27	平成25年度
13	白崎地区農業集落排水処理施設	39.6	平成25年度
14	水循環センター	28.5	平成25年度
15	武生中央公園管理事務所	12	平成28年度
16	エコビレッジ交流センター	7.28	平成28年度
17	外灯（11か所）	1.5	平成17年度～令和2年度
18	道の駅「越前たけふ」	110	令和5年度
19	にじいろこども園	13.5	令和5年度
20	花筐公民館	11	令和5年度
21	あいぱーく今立	46.48	令和6年度
22	武生中央公園総合体育館	330	令和6年度
23	白山小学校	31.68	令和7年度
24	南中山小学校	41.405	令和7年度
25	武生中央公園温水プール	211.2	令和7年度
26	立体駐車場	55.44	令和8年度
27	神山小学校	35.49	令和8年度

（2）具体的な取組み

●令和12年までに、設置可能な公共施設数の50%に太陽光発電設備導入を目指します。

●新たに公共施設を建設する際は、太陽光発電設備の設置を検討します。

公共施設における太陽光発電設備の導入予定

番号	施設名	出力（kW）	運用開始予定年度
1	よしのこども園	10.68	令和9年度
2	越前市役所本庁舎	36.96	令和10年度
3	斎場	5	令和10年度

（5）指標

●施策1　再生可能エネルギーの普及推進

指標名	単位	基準値（基準年）	目標値（目標年）	指標選択理由	目標水準設定理由
太陽光発電設備設置件数	件/年	69（R7）	70（R12）	太陽光発電設備の設置状況を示します。	基準年の成果を維持します。

●施策2　地球温暖化防止に向けた取組みの推進

指標名	単位	基準値（基準年）	目標値（目標年）	指標選択理由	目標水準設定理由
越前市の実質排出量	千t-CO_2/年	1,225（H30）	699（R12）	脱炭素社会実現に向けた市の取組み成果を示します。	基準年比43%削減を目指します。
市の事務事業におけるCO_2排出量	t-CO_2/年	12,441（H28）	7,240（R12）		「越前市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の目標に合わせて取り組みます。
電気自動車・燃料電池自動車導入件数	件/年	24（R7）	25（R12）	電気自動車及び燃料電池自動車の導入状況を示します。	基準年の成果を維持します。

北陸新幹線越前たけふ駅周辺のまちづくり

北陸新幹線越前たけふ駅周辺では、エネルギー供給事業者や企業と連携して、再生可能エネルギー由来電力の調達を行うとともに、省エネにより事業で使用する電力を最小限にすることで、事業等で必要なエネルギーを可能な限り再生可能エネルギーで賄うことを目指します。



北陸新幹線越前たけふ駅周辺

基本方針2　水や空気がきれいで美しく住みよいまちづくり

関連する
SDGs



(1)現状

大気環境

●本市では、市内3地点(武生、今立、味真野)で継続的に大気の定点観測調査を行っており、二酸化硫黄(SO_2)、二酸化窒素(NO_2)、浮遊粒子状物質量(SPM)*はいずれも環境基準*を満たしています。

●光化学スモッグ*の原因物質である光化学オキシダント*は福井県が武生及び今立の測定局で観測しており、本市においては光化学スモッグ注意報の発令は過去一度もありません。

●微小粒子状物質量(PM2.5)*は、福井県が県内9箇所で監視を行っており、本市では、県による注意報等発令時に、関係機関への円滑な連絡や市民への周知ができる体制を整備しています。

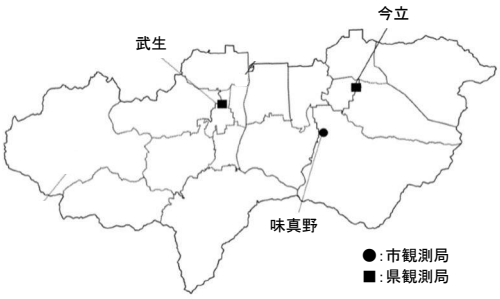

大気の定点観測地点



味真野大気観測局

水環境

●河川の水質について、令和7年度は、市内9河川(11地点)で調査を実施しており、水素イオン濃度(pH*)、生物化学的酸素要求量(BOD*)、浮遊物質量(SS*)はいずれの地点も環境基準を満たしています。

●河川の汚濁負荷低減に向けて、合併処理浄化槽*や公共下水道の整備を進めており、令和7年度末時点で汚水処理人口普及率は95.3%、水洗化率は91.5%となっています。

●地下水の水質については、福井県と連携して監視調査を実施しています。近年、全国的に関心の高まっている有機フッ素化合物(PFAS*)については、市内1地点において指針値*を上回る結果が確認されており、監視を継続しています。

騒音・振動

●騒音・振動について、騒音規制法*及び振動規制法*に基づき、規制区域*内において特定施設*を設置した工場・事業場や特定建設作業*に対する規制が行われています。また、自動車交通や日常生活など様々な場面で発生する騒音・振動についても、生活環境への影響を低減することが求められています。

有害化学物質など

●本市では毎年、土壌と河川水に含まれているダイオキシン類*の調査を実施しており、全ての調査項目及び調査地点において環境基準を満たしています。

公害苦情について

●令和7年度の公害苦情受付(処理)件数は49件で、種類別では大気21件、水質9件、騒音9件、悪臭3件、その他不法投棄*等が7件となっています。

●公害苦情以外の苦情としては、空き地の管理(草刈等)に関するものがあり、令和7年度は43件となっています。

(2)これまでの主な取組み

●大気質と河川水質、地下水質、道路騒音などについてモニタリング*調査を継続して実施。

●環境保全(公害防止)協定*の締結事業所について、協定に基づく報告書の提出や立入検査などによる監視・指導を実施。(環境保全(公害防止)協定の締結事業所数:64事業者[令和7年度末時点])

●河川の汚濁負荷低減のための取組みとして、公共下水道の整備を進めるとともに水洗化を促進。

●不法投棄の対策として、定期パトロールの実施、不法投棄監視カメラの設置、不法投棄について相談のあった町内会への不法投棄防止看板の提供を行っています。

●各地区が社会奉仕活動として町内清掃などを実施した際には、ごみ処理に関する支援を実施。





(3)課題

●今後も公害の発生防止に向けて、大気や水質などの調査・結果の公表や事業所への監視・指導を継続する必要があります。

●公害苦情の原因が法令等の基準値に適合していたり、そもそも法令等の規制対象ではない、行政が介入することが困難なケースが増えており、申立人と原因者の双方のコミュニケーションが大切となっています。

●公共下水道の水洗化率向上に向け、地域住民への接続を促す必要があります。

●廃棄物の不法投棄が未だ発生しており、防止に向けて対策を強化する必要があります。

●環境に関するアンケートによると、「市に重点的に進めてほしい施策」では、「生活環境を守る」が高い割合を占めており、公害の発生防止などの取組みを継続して行う必要があります。

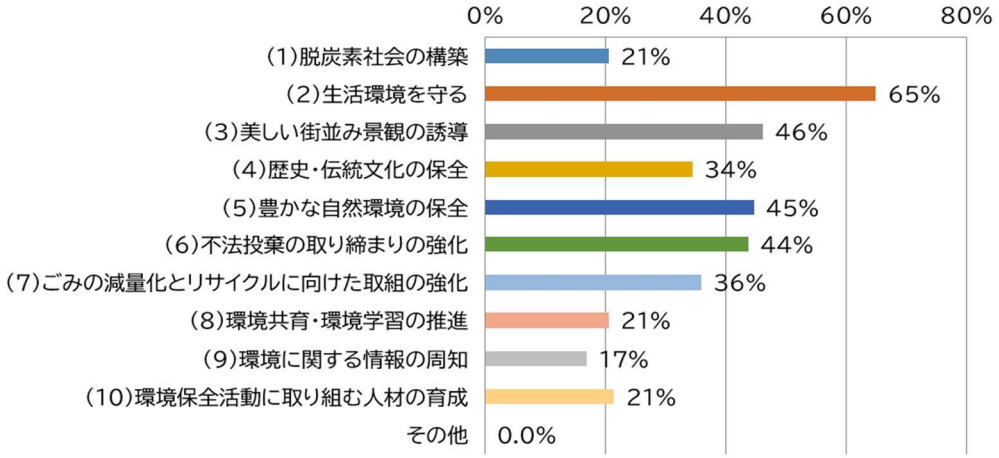

市に重点的に進めてほしい施策

※資料：令和８年度市民アンケート調査(越前市)

（4）施策

●施策3　生活環境の保全推進



●市民の取組み

- 廃食油を適正処理や食器の油汚れの拭き取りなどを実践し、生活排水による河川等の水質汚濁の防止に努める。
- 周辺環境や近隣住民に配慮し、生活騒音の低減に努める。
- 所有する土地や建物などを適正に管理する。

●事業者の取組み

- 大気汚染や水質汚濁、騒音・振動など生活環境に関する法令等を遵守するとともに、問題が発生した場合は速やかに対策を実施する。
- 施設の設置及び更新に際しては、騒音や悪臭、ごみの発生抑制に努め、近隣住民の生活環境に配慮する。
- 市内に新たに工場又は事業所を建設する時は、周辺住民との覚書や行政との環境保全協定の締結について検討する。
- 周辺環境や近隣住民の生活環境に配慮した事業活動に努める。

●行政の取組み

(指) 大気質や河川水質、地下水質、道路騒音などを定期的に調査・観測を実施し、結果を公開するとともに、問題が発生した場合は速やかに対策を実施する。

(指) 公共下水道と合併処理浄化槽の整備・普及を推進する。

- 市内に新たに工場又は事業所が建設される際には、周辺環境への影響を評価した上で、環境保全協定の締結を検討する。
- 環境保全協定を締結した工場又は事業所の監視・指導を徹底する。
- 工場又は事業所からの汚水や騒音など生活への影響が発生した場合は、事業者に対して法令等に基づく適切な指導を実施する。

「(指)」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

●施策４　廃棄物の適正処理の推進

●市民の取組み

- ごみを捨てるときは町内や行政が定めたルールを守り、決められた場所へ、決められた日時に、決められた方法で出す。
- ごみの野外焼却やポイ捨てをせず、適正に処理する。
- 不法投棄が行われないよう、所有地を適正に管理する。

●事業者の取組み

- 事業所から排出するごみは、法に基づき責任をもって適正に処理する。
- 不法投棄が行われないよう、所有地を適正に管理する。
- 廃棄物と間違われやすい資材等を保管する時は、不法投棄と間違われないよう適切に管理する。

●行政の取組み

(指) 定期的にパトロールを実施し、問題の早期発見と再発防止対策を進める。

- 監視カメラの設置による監視体制の強化や不法投棄防止看板の設置などを継続する。
- 町内会などが行うごみ拾い等の清掃活動に対し、ごみの回収や処理などについて支援･協力する。

「(指)」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

(5)指標

●施策3　生活環境の保全推進

指標名		単位	基準値(基準年)	目標値(目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
汚水処理人口普及率		%	95.3(R7)	96.0※(R17)	公共下水道とその他汚水処理施設の整備成果を示します。	「越前市下水道整備基本構想」の目標に合わせて取り組みます。
市内主要河川水質検査の環境基準値達成率	水素イオン濃度(pH)	%	100.0(R7)	100.0(R12)	河川水質の保全の取組み成果を示します。	各調査地点において、環境基準達成を目指します。
	生物化学的酸素要求量(BOD)		100.0(R7)	100.0(R12)		
	浮遊物質量(SS)		100.0(R7)	100.0(R12)		
汚染(有機溶剤*)区域内地下水質の環境基準達成率		%	96.3(R7)	100.0(R12)	地下水質の保全と改善の取組み成果を示します。	全ての監視井戸において、環境基準の達成を目指します。

※「越前市下水道整備基本構想」に合わせて見直します。

●施策4　廃棄物の適正処理の推進

指標名	単位	基準値(基準年)	目標値(目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
不法投棄ごみ回収量	kg/年	1,670(R7)	1,500(R12)	不法投棄防止の取組み成果を示します。	基準値からの約1割減を目指します。

基本方針3　コウノトリが舞う自然豊かなまちづくり

関連するSDGs



(1)現状

動植物(生物多様性)

●本市には豊かな里地里山が存在し、水田、ため池、河川などには、多種多様な野生生物が生息しています。

●「改訂版　福井県の絶滅のおそれのある野生動植物(福井県)」によると、市内ではトミヨ、メダカ、ゲンゴロウ、ハッチョウトンボなどの絶滅危惧種が確認されており、希少野生生物の宝庫となっています。

●希少野生生物の宝庫である一方、本市では特定外来生物*の生育・生息が問題となっており、本市のため池などではオオクチバスやブルーギル、水路ではオオフサモが繁茂するなど、在来生態系への悪影響が懸念されています。

●本市の中山間地ではイノシシやシカ、サルなどによる農作物への被害が発生しており、農業への影響が懸念されています。

コウノトリ

●本市は、日本の野生コウノトリの最後の生息地の一つだったこと、また傷ついた、平成22年にコウノトリが飛来し、「えっちゃん」の愛称で広く市民に親しまれてきたことなどを契機に、コウノトリの野外定着に向け県と連携して白山地区で飼育・繁殖事業を進めています。

●本市は、平成22年から17年連続してコウノトリの飛来が続き、平成30年からは9年連続して野外コウノトリが産卵、令和2年には安養寺町で、令和3年には安養寺町と下中津原町で、ひなの巣立ちが実現しました。

●令和8年9月現在、延べ37羽のヒナが巣立ちし、野外コウノトリの定着・繁殖が順調に進んでいます。



安養寺町巣塔の野外コウノトリ

アベサンショウウオ

●アベサンショウウオは、環境省のレッドリスト*で「絶滅危惧ⅠA類」に分類され、また「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種に指定されている非常に貴重な生きものです。

●本市はアベサンショウウオの国内最大の生息地であり、保全活動が進められています。



生息地の維持管理の様子

里地里山の保全再生

●本市では、里地里山保全再生活動を全市域に広げるため、本市に縁のあるコウノトリを生物多様性や自然再生のシンボルとした「コウノトリが舞う里づくり」を進めています。

●コウノトリが舞う里づくりでは、希少野生生物の保全や休耕田ビオトープ*の整備、水田退避溝といった生きものに配慮した環境整備や啓発活動を行っています。



休耕田ビオトープ

環境調和型農業

●本市は、水稲(コシヒカリ)を中心とした良質米の産地としての地位を確立してきました。

●本市では、減農薬や無化学肥料による環境調和型農業の普及を進めており、福井県の認証を受ける特別栽培米*の取組面積は377ha(R7時点)と県内トップとなっています。

●特に「コウノトリ呼び戻す農法米」をはじめとする無農薬・無化学肥料米の取組面積は県内の半分以上を占めており、米の高付加価値化とともに、自然環境の保全が進められています。

●近年では、水稲に加え、野菜を中心とした環境調和型農業の取組拡大も図るため、新たな取組者の確保や実践農業者の育成に努めています。

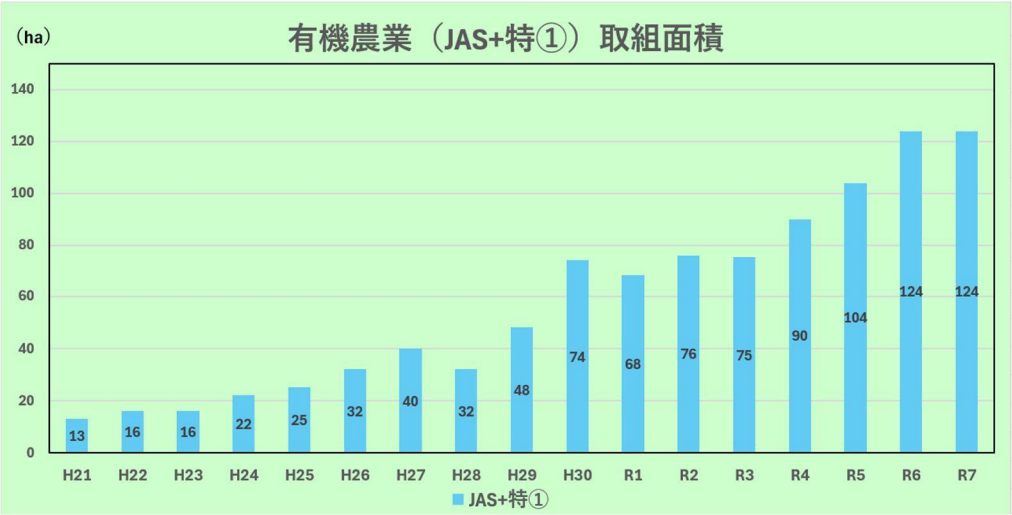

（2）これまでの主な取組

●令和7年3月に「越前市食と農の創造ビジョン（第4次基本計画）」を改定。

●コウノトリをシンボルとした里地里山の保全・再生及び環境整備を図るため、市民、農業者、自治組織、商工業者、研究機関、教育機関などの関係団体と連携した取組みを推進。

●野生生物について、生息状況調査や生息地の保全対策を実施。

●在来の野生生物の生息を脅かしている外来生物については市民の協力の下、駆除・防除を実施。

●「鳥獣被害防止計画」を策定し、計画的な捕獲を実施するとともに、侵入防止柵の整備や捕獲檻の設置、駆除・防除方法の研修会を開催。

●県認証の特別栽培米など環境調和型農業に取り組む生産者を支援。

（3）課題

●本市では市民の自然環境の保全意識は高いものの、保全活動への参加者が一部に限られており、多様な主体の参画が得られるよう、本市の自然の魅力とその保全のための取組みについて、情報発信の拡充・強化を図っていく必要があります。

●少子高齢化の進行に伴い、農林業従事者の高齢化や担い手不足、農林地の荒廃が深刻化しており、農林地の活用や人材育成を進めていく必要があります。

●本市の豊かな自然や生物多様性を保全するため、今後も希少野生生物の生息状況の調査や生息環境の保全・再生を進めるとともに、在来生態系を脅かす可能性のある外来生物の管理や侵入の未然防止を進める必要があります。

●中山間地を中心に農作物に大きな被害を与えている野生獣については、今後も捕獲・駆除による管理を進める必要があります。

●環境に関するアンケートによると、市に重点的に進めてほしい施策について、「豊かな自然環境の保全」が高い割合を占めており、自然環境の保全につながる取組みを継続して行うことが必要です。

●今後も、本計画の関連計画である「越前市食と農の創造ビジョン」に基づき、生物多様性の保全や温室効果ガスの削減を進めるとともに、持続可能な食と農、自然環境の実現に向け、市民の理解と意識の向上を図る必要があります。

（4）施策

●施策5　生物多様性の保全



●市民の取組み

- 保有する山や田んぼ、畑を適正に管理する。
- 生物多様性や外来生物の問題について正しい知識を身につける。
- 自然環境学習ができる施設や農業体験、その他自然散策などにより、積極的に自然環境とふれあう。
- 希少野生生物の保全活動へ積極的に参加・協力する。

●事業者の取組み

- 自然環境や周辺の景観に配慮した事業活動や土地利用を行う。
- 希少野生生物の保全活動へ積極的に参加・協力する。
- 駆除した野生獣のジビエ等の活用について検討する。

●行政の取組み

(指) 主伐、間伐などの森林整備が進むよう、林業経営体や森林整備活動を行う地元団体等と連携を図る。

- 豊かな自然環境のシンボルとなるコウノトリの定着を目指し、多様な生きものの生息場所となる水田退避溝、休耕田ビオトープなどについて幅広い世代に周知を図るとともに、市全域に広げる。
- コウノトリが舞う里づくりの取組みを通じて、本市の優れた里地里山環境の保全・再生を進める。
- 県や関係機関、地域住民と連携して、コウノトリやアベサンショウウオをはじめとする希少野生生物の調査や生息環境の保全・再生を進める。
- 外来生物に関する正しい知識の普及に努めるとともに、県と連携して外来生物の分布拡大や侵入未然防止に努める。
- 自然環境学習ができる施設（エコビレッジ交流センターや八ツ杉森林学習センターなど）や身近な山や田んぼを活用し、将来を担う子どもや地域住民の「いのち」を大切にする意識の醸成に、森林環境に対する理解向上に努める。

「(指)」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

●施策6　環境に配慮した農業の推進

●市民の取組み

- 環境調和型農業の実践に努める。
- コウノトリ呼び戻す農法米をはじめとした農薬や化学肥料を使わない、若しくは減らしている農産物や、その加工品（6次化商品）の購入に努める。
- 地元の農産物やその加工品（6次化商品）の購入に努める。
- 規格外野菜などの活用や食品の食べ切りなどに努め、食品ロスを減らす。
- 地産地消*や食育*の取組みに参加・協力する。

●事業者の取組み

- コウノトリ呼び戻す農法米をはじめとした農薬や化学肥料を使わない、若しくは減らしている農産物やその加工品（6次化商品）の販売や活用を進める。
- 地元の農産物などを活用した加工品（6次化商品）の開発やブランド化、販売を進める。
- 事業により排出される事業系食品ロスの削減に努める。
- 地産地消や食育の取組みに参加・協力する。

●行政の取組み

(指) 生物多様性の保全を推進するとともに、温室効果ガス削減のため、環境に配慮した食と農の取組みを進める。

- コウノトリをシンボルとした環境に配慮した農産物やその加工品のブランド化を進める。
- 農業者と消費者をつなげるとともに、環境への負荷を抑え、地域の農業を活性化させるため、地産地消を進める。
- 市内の小中学校の学校給食に有機農産物を提供するとともに、生産者との交流を通じて、食育の推進及び環境に配慮した行動への意識醸成を図っている。

「(指)」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

(5)指標

●施策５　生物多様性の保全

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
森林施業面積	ha/年	34.4 (R7)	60.0※ (R12)	良好な森林を育成する取組み成果を示します。	「越前市国土強靭化地域計画」の目標に合わせて取組みます。

※「越前市国土強靭化地域計画」に合わせて変更します。

●施策６　環境に配慮した農業の推進

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
県認証特別栽培農産物①を含む有機栽培農産物の作付面積	ha	326 (R6)	417※ (R11)	環境調和型農業の取組み成果を示します。	「越前市食と農の創造ビジョン」の目標に合わせて取り組みます。
有機JAS認証を含む県認証特別栽培農産物①～④作付面積(コメ)	ha	369 (R6)	473※ (R11)		
有機JAS認証を含む県認証特別栽培農産物①～④作付面積(野菜、果樹)	a	146 (R6)	187※ (R11)		

※「越前市食と農の創造ビジョン」に合わせて変更します。

基本方針4　ごみを減らし資源を活かす循環型のまちづくり

関連する SDGs



(1)現状

近年の資源循環に関する動き

●令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環*の促進等に関する法律」が施行され、従来の3R(リデュース・リユース・リサイクル)*に加え、再生可能資源への切換え(リニューアブル)も含めた資源循環の取組が進められています。

●国では、「第五次循環型社会形成推進基本計画」において循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を国家戦略として位置付けており、3Rのうち特にリユースの促進などを通じた資源循環の取組が進められています。

●食品ロスについては依然として大きな社会課題となっており、国では「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく国民運動を展開するとともに、2030 年度までに家庭系食品ロス量を 2000 年度比で半減、事業系食品ロス量を 2000 年度比で 60%削減する目標を掲げています。

●福井県では、令和8年3月に「福井県廃棄物処理計画」が策定され、県民一人ひとりの「自分ごと」化による3R の更なる推進や、リユース・リペアの情報発信及び普及啓発の強化が重点的な取組として位置付けられています。

●南越清掃組合では同月に、「一般廃棄物処理基本計画」を改定し、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「食品ロス削減推進計画」を本計画に位置付けるなど、食品ロス削減に向けた取組の強化を図っています。

ごみの排出量

●本市の令和7年度のごみの排出量は 23,015 トンとなっており、減少傾向にあるものの、人口減少の状況と比較すると減少幅は小さく、更なるごみ減量化が求められています。

●事業系のごみは令和7年度で 7,195 トンとなっており、令和2年度以降減少傾向にあります。

●1人1日あたりのごみ排出量は、国や県と比べて低く、減少傾向にあります。
特に、令和4年度から令和6年度までの家庭系ごみ排出量(1人1日あたり)は県内 17 市町の中でもトップクラスに少ない水準にあるものの、3年連続で3位にとどまっています。

ごみの減量は資源循環の推進だけでなく、ごみの収集運搬や焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減にもつながります。

●本市では、「チャレンジ 30」の取組により、家庭系ごみ排出量（1人1日あたり）が令和4年度の 583g から令和6年度には 547g まで減少し、30g を超える削減を達成しました。

●また、令和7年度からは、従来のコンポストに加え、電動式生ごみ処理機*を奨励金交付の対象とするなど取組を強化した結果、生ごみ減量への関心が高まり、若者世代を含む幅広い世代で取組が広がっています。

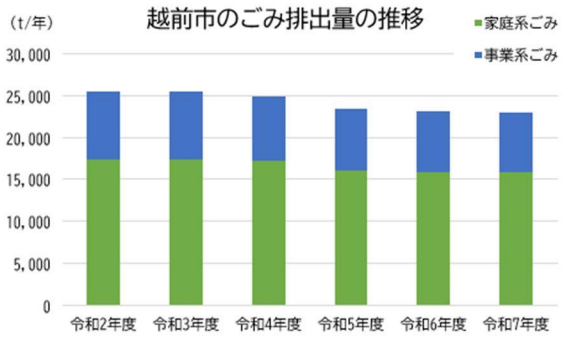

（出典：南越清掃組合）

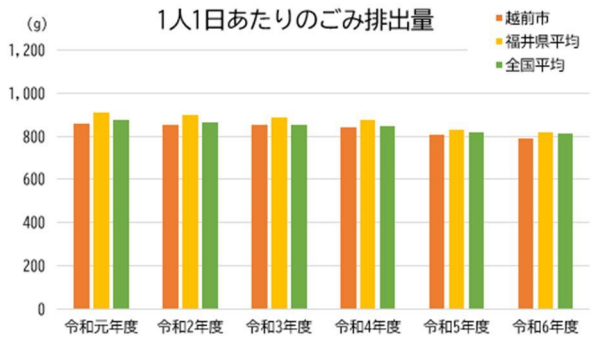

（出典：県循環社会推進課）

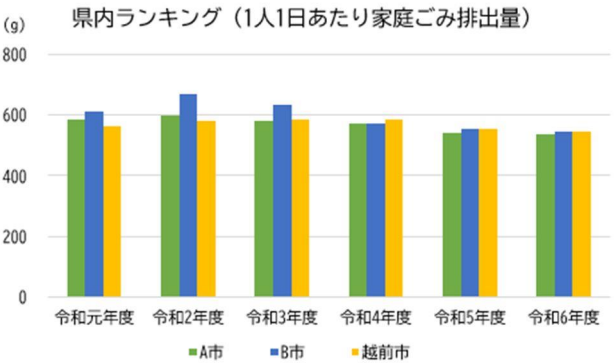

【令和 6 年度実績】
- A 市：534g（1 位）
- B 市：545g（2 位）
- 越前市：547g（3 位）

3R*（スリーアール）の推進

●3Rとは、Reduce（リデュース・廃棄物の発生抑制）*、Reuse（リユース・再使用）*、Recycle（リサイクル・再資源化）*の3つの取組みの頭文字からきており、この順番で取り組むと環境への影響が少ないといわれています。

●令和6年度に旧第一清掃センター跡地にストックヤードを開設し、金属類、電気製品及び古紙類等の資源回収体制を強化しています。

●家庭から排出される生ごみの減量を推進するため、家庭用生ごみ処理器設置奨励金制度を実施しており、令和7年度からは電動式生ごみ処理機も補助対象としています。

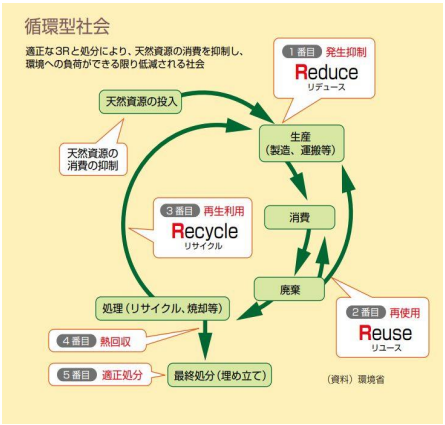

3Rと資源循環の流れ
資料：3Rまなびあいブック（環境省）

●令和8年度には株式会社マーケットエンタープライズとの連携協定を締結し、「おいくら（不要品の売却を通じてリユースを促進するサービス）」を活用したリユースの推進によるごみ減量化に取り組んでいます。

●食品ロス削減を推進するため、フードドライブや「おいしいえちぜん食べきり運動」に取り組んでいます。



「おいくら」チラシ・二次元コード



「ストックヤード」チラシ・二次元コード

エコクリーンセンター南越

●越前市、南越前町、池田町で構成される南越清掃組合において、「エコクリーンセンター南越」として令和3年度に新たなごみ処理施設が整備されました。

●エコクリーンセンター南越は、1日当たりのごみ処理能力が84トンとなっており、焼却炉に最新の技術を用いたストーカ方式*が採用され、ごみを燃やした熱を利用して発電を行うことができ、維持管理費の削減と二酸化炭素の発生抑制につながっています。



エコクリーンセンター南越
（南越前町上野）

●また、環境学習施設としての機能も有しており、循環型社会*を学ぶ場として活用されています。

(2)これまでの主な取組み

●ごみの分別方法などに関する市民向けの市政出前講座を実施。

●「チャレンジ 30」を実施し、ごみ減量と脱炭素を推進(1 人 1 日 30g のごみ減量により、年間約 200t の CO_2削減を目標)。

●市内団体による古紙類等の資源回収に対し、資源回収奨励金を交付。

●家庭用生ごみ処理器設置奨励金制度により、生ごみの減量化を推進。令和7年度からは補助対象を電動式生ごみ処理機にも拡大し、更なる生ごみ減量化を推進。

●令和6年度に旧第一清掃センター跡地にストックヤードを開設し、金属類、電気製品及び古紙類等の資源回収体制を強化。

●フードドライブ及び「おいしいえちぜん食べきり運動」を実施し、食品ロス*削減を推進。

あわせて、越前たけふ農業協同組合、福井県民生活協同組合、越前市社会福祉協議会と「地域一体型 食と農の温室効果ガス削減運動に関する連携協定」を締結するとともに、株式会社バローホールディングス及び越前市社会福祉協議会と「常設フードドライブポスト設置に関する協定」を締結し、食品ロス及び温室効果ガスの削減を推進。官民連携により、自走的かつ継続的なフードドライブの実施体制を構築。

●外国籍市民向けに、多言語によるごみ分別ガイドやごみ分別ポスターの作成・周知を行うとともに、出前講座を実施し、ごみの適正排出及び分別ルールの理解促進を推進。

●令和8年5月に株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、「おいくら」を活用したリユース促進によるごみ減量化を推進。

(3)課題

●人口減少が進行しているものの、ごみ排出量の減少は人口減少ほど進んでおらず、更なるごみの減量化及び資源循環を推進する必要があります。

●環境に関するアンケートでは、「資源リサイクルの盛んなごみの少ないまち」や「ごみの減量化とリサイクルに向けた取組の強化」を求める意見が多く寄せられています。本市の家庭系ごみ*排出量(1人1日当たり)は県内17市町の中で少ない水準にあるものの、令和4年度から令和6年度まで3位にとどまっていることから、これまでの取組を更に発展させ、更なるごみ減量化を推進する必要があります。

●家庭から排出される生ごみは可燃ごみの多くを占めています。また、環境に関するアンケートでは、生ごみ減量の取組について「今後取り組みたい」とする市民も多いことから、家庭用生ごみ処理機の利用促進や食品ロス削減等を通じた家庭系ごみの更なる減量化を進める必要があります。

●食品ロス削減はごみ減量化だけでなく温室効果ガス排出量削減にもつながることから、関係団体や事業者と連携した持続的な取組を更に推進する必要があります。

●本市では町内（行政区）ごとに粗大ごみを無料で収集する全国的にも手厚い市民サービスを実施していますが、使用可能な家具や家電製品等がごみとして排出されている状況も見受けられることから、リユースの促進やストックヤードの活用による再資源化を推進する必要があります。また、近年の猛暑による作業負担に加え、町内役員の担い手不足による負担や、人口減少に伴う収集業者の人手不足が生じていることから、粗大ごみ収集制度の見直しが喫緊の課題となっています。

●市民向けにごみ分別動画や50音別ごみ分別表等による情報発信を行っていますが、ごみの分別方法や排出ルールに関する問い合わせや不適正排出*は依然として見られることから、更なる周知・啓発が必要です。また、分別不適正により回収できなかったごみの再分別や対応が町内役員の負担となっていることから、不適正排出の削減に向けた取組を推進する必要があります。

●外国籍市民の増加に伴い、ごみの排出ルールや分別方法等に関する相談が寄せられていることから、多言語による情報発信や出前講座等を通じた更なる周知・啓発が必要です。

（4）施策

●施策7　3Rの推進

●市民の取組み

- ごみの発生抑制に努める。
- ごみの分別を徹底し、資源化に協力する。
- 古紙類等の資源回収に参加する。
- コンポストや生ごみ処理機を活用し、生ごみの減量に取り組む。
- 不用品はリユースショップやフリーマーケット等を活用し、再使用に努める。
- ストックヤードを活用した資源回収及び再資源化に協力する。
- ごみ袋に氏名や番地を記載するなど、排出者として責任をもって適正な分別･排出を行う。
- ごみの減量に関する取組を家庭や地域で実践し、文化として次世代へ伝える。

●事業者の取組み

- 廃棄物の発生抑制及び適正処理を徹底する。
- 発生する廃棄物の資源化に努める。
- リユース及びリサイクルに配慮した事業活動に努める。
- ICT の活用等による紙使用量の削減に努める。

●行政の取組み

(重)「ごみ減量の文化」の醸成を推進する。

(指)「チャレンジ 30」等の取組を通じて、市民一人ひとりのごみ減量意識の向上を図る。

(指)「おいくら」の利用促進を図り、リユースの推進によるごみ減量化及び温室効果ガス排出量の削減を推進する。

(指) 下水汚泥の資源化を継続する。

- 粗大ごみ収集制度の見直しを進める。
- 地域における資源回収活動を支援する。
- ストックヤードを活用した資源回収を推進する。
- 家庭用生ごみ処理器の活用促進などにより、家庭から排出される生ごみの減量化を推進する。
- エコクリーンセンター南越を活用した環境学習を推進する。

「(重)」は重点的取組みに関連する取組み、「(指)」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

●施策8　食品ロス及びプラスチックごみ削減

●市民の取組み

- 食材の買い過ぎや作り過ぎを控える。
- 「賞味期限」と「消費期限」を正しく理解し、食品ロス削減に取り組む。
- 飲食店等では食べ残しを減らし、食べきりに努める。
- 食べきれなかった料理は持ち帰りも活用し、食品ロスの削減に努める。
- フードドライブに協力する。
- マイバッグやマイボトルを利用する。
- 使い捨てプラスチック製品の使用を控える。
- 過剰包装を避け、環境に配慮した商品を選択する。

●事業者の取組み

- 食品ロスの削減に取り組む。
- 食材の有効活用や食品廃棄物の発生抑制に努める。
- フードドライブ等の食品ロス削減の取組に協力する。
- 食べ残しの削減や持ち帰りに配慮したサービスの提供に努める。
- 過剰包装を避ける。
- 使い捨てプラスチック製品の使用削減に努める。
- 再生材や再利用可能な資材の活用に努める。

●行政の取組み

(指) フードドライブを推進し、未利用食品の有効活用及び食品ロス削減を図る。

- 食べきりや食べ残しの持ち帰りなど、食品ロス削減に向けた普及啓発を実施する。
- 家庭から排出される生ごみの減量化に向けた普及啓発を実施する。
- マイバッグやマイボトルの利用促進を図る。
- 使い捨てプラスチック製品の使用削減や過剰包装の抑制に向けた普及啓発を実施する。

「(指)」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

重点的取組み4 「ごみ減量の文化」の醸成を推進

（1）背景

●本市の家庭系ごみ排出量（1人1日当たり）は県内でも少ない水準にあるものの、令和4年度から令和6年度まで3位にとどまっており、更なるごみ減量化が求められています。

●「チャレンジ30」により家庭系ごみ排出量は着実に減少し、生ごみ減量や資源化への関心も高まっています。

●今後は取組を一過性のものとせず、市民一人ひとりの生活習慣として定着させ、家庭や地域で受け継がれる「ごみ減量の文化」として根付かせていくことが重要です。

（2）具体的な取組み

●「チャレンジ30」を中心に、市民・事業者・各種団体と連携しながら、ごみを減らす行動の実践と定着を推進します。

●ごみ減量や資源循環に関する情報発信、市政出前講座、環境学習等を通じて、市民一人ひとりのごみ減量の意識向上を図ります。

●家庭用生ごみ処理器設置奨励金制度や食品ロス削減の取組を推進し、家庭で実践できるごみ減量行動の普及を図ります。

●ストックヤードや「おいくら」の活用促進により、リユース・リサイクルを身近な行動として定着させます。

●家庭系ごみ排出量の更なる削減を進め、ごみの少ないまち県内1位を目指します。

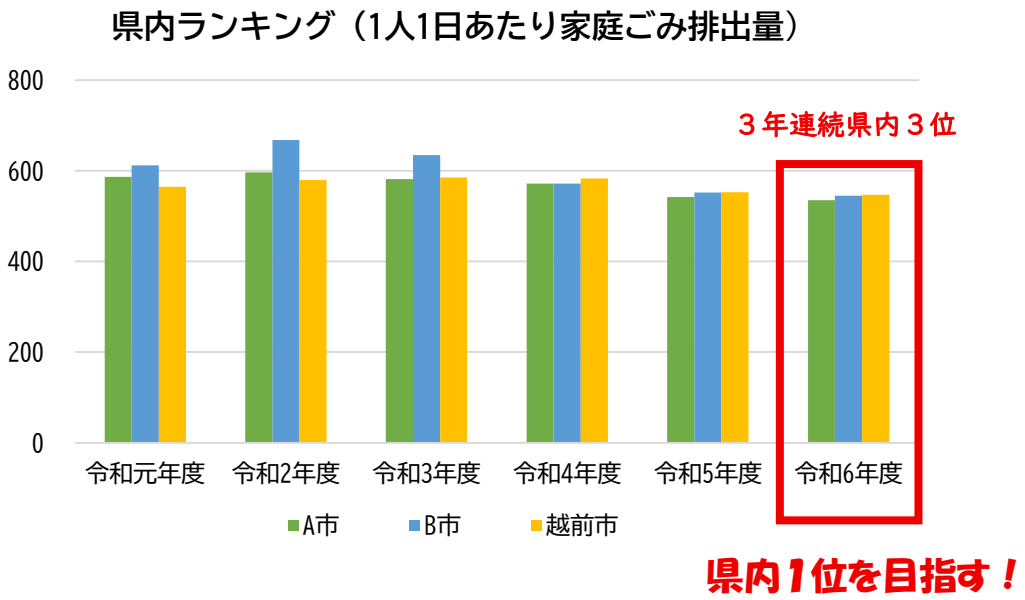

(5)指標

●施策7　3Rの推進

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
家庭系ごみ排出量 (市民1人1日当たりのごみ排出量)	g/日・人	541 (R7)	541 (R12)	廃棄物の発生抑制の取組み成果を示します。	「一般廃棄物処理基本計画」に基づき基準年の成果を維持します。
ごみのリサイクル率	%	18.4 (R7)	18.4 (R12)	廃棄物の再生利用に対する成果を示します。	「一般廃棄物処理基本計画」に基づき基準年の成果を維持します。
下水汚泥の資源化率	%	100 (R7)	100 (R12)	下水汚泥の資源化の取組み成果を示します。	「越前市公共下水道事業計画」の方針に基づき取り組みます。

●施策8　食品ロス及びプラスチックごみ削減

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
フードドライブ実施回数	回/年	4 (R7)	4 (R12)	食品ロス削減に向けた取組み成果を示します。	基準年の成果から倍増を目指します。

基本方針5　自然に学び未来を育むまちづくり

関連する SDGs



(1)現状

環境共育を取り巻く動向

●近年、世界では気候変動、生物多様性の損失、資源循環、環境汚染など様々な環境問題が深刻化しています。

●ESD(Education for Sustainable Development:持続可能な開発のための教育)は、環境、経済及び社会の諸課題を自らの問題として捉え、その解決に向けて主体的に行動できる人材を育成するための教育として取り組まれています。

●環境教育・ESDは、持続可能な社会の創り手を育む教育として位置付けられており、学校教育のみならず、家庭や地域、事業者等と連携した取組の重要性が高まっています。



ESD の概念

資料:文部科学省

●国が令和6年に策定した「第六次環境基本計画」では、持続可能な社会の実現に向けて、環境教育および ESD を推進し、環境保全に関する理解の向上や主体的な行動を促していくことが重要とされています。

●地方と都市、あるいは地方同士が人やモノ、資源などを補完し支え合うことで、環境・経済・社会の統合的向上を図る考え方が示されています。この考え方は「地域循環共生圏*」と呼ばれ、地域における SDGs の実践(ローカル SDGs*)につながるものとされています。

持続可能な社会の実現に向けた学校の動き

●市内小中学校では、環境課題や SDGsについて学ぶ取組が進められています。



市内の自然環境に関する授業



SDGsに関する環境学習

環境学習会などの開催

●地区や公民館、エコビレッジ交流センターなどで市民を対象とした環境学習会が行われていますが、その回数は、令和4年度をピークに減少しています。

●環境学習会の参加延べ人数は、4，000人程度で推移しています。

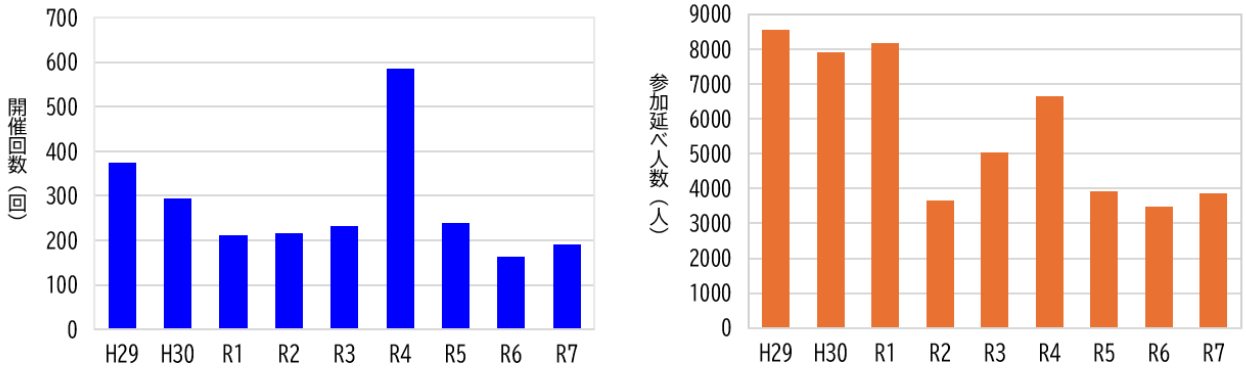

地区や公民館が開催した環境学習会の回数と参加延べ人数

地域の環境保全活動

●本市では、多くの環境保全団体や地区が環境保全活動を実施しており、水や緑、生きものの保全、ごみ対策、循環型社会づくりなど幅広い分野の活動に取り組んでいます。



無農薬米の田植え
（白山地区田んぼファンクラブ）



無農薬米の稲刈り
（坂口地区環境部会）



ビオトープの整備
（坂口地区環境部会）



花と緑あふれるまちづくり事業
（吉野地区自治振興会）

環境について学べる施設

●本市には、エコビレッジ交流センター、八ツ杉森林学習センターなど環境について学ぶことができる公共施設があり、自然体験や環境学習に関する体験プログラムが実施されています。これらの施設は、市民が環境について学び、考え、行動するための拠点となっています。



エコビレッジ交流センター

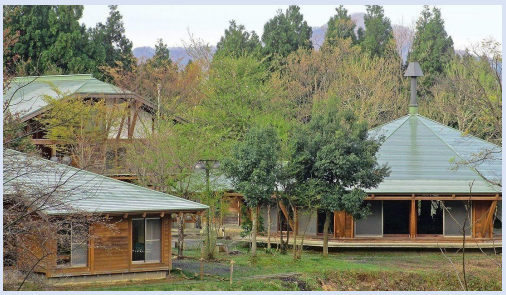

八ツ杉森林学習センター

越前市内の環境学習施設



太陽光エネルギーを利用した
料理体験



ビオトープでの生き物探索



森の散策・ネイチャーゲーム



火起こし・棒巻きぱんづくり体験

環境体験プログラムの様子

再生可能エネルギーを活用した学習機会の創出

●令和7年11月に、本市の南中山小学校および白山小学校のプール跡地に、太陽光発電設備を設置しました。これらの設備は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し整備したもので、令和8年11月には、神山小学校においても同様にプール跡地への設置を行いました。

学校敷地内に設置された太陽光発電設備は、再生可能エネルギーを身近に感じながら学ぶことができる教材としての役割も担っています。発電状況や温室効果ガス排出削減効果を見える化することで、児童や地域住民が地球温暖化対策やエネルギー問題への理解を深める環境教育の場として活用することが期待されています。



南中山小学校



白山小学校



神山小学校

(2)これまでの主な取組み

●小・中学校では、環境副読本を用いた環境学習を実施。

●幼稚園・保育園・認定こども園では、親子環境学習会などを実施。

●市民を対象とした環境学習として、エコビレッジ交流センターでの講座開催や市政出前講座で地域や町内会に直接出向きごみ分別などについて詳しく説明。

(3)課題

●将来を担う子どもを対象とした環境共育を継続して進めるとともに、SDGsやESDの推進につながる取組みなどについても、積極的に授業や教育に取り入れていくことが必要です。

●市民を対象とした環境学習について、環境学習や市政出前講座などの実施により、環境意識の醸成や環境保全に取り組む人材の支援を進める必要があります。

●事業者に対象しては、ISO14001をはじめとする各種環境マネジメントシステムの取得に向けた周知を進める必要があります。

●少子化の進行等に伴い参加者数は減少していることから、より多くの市民が環境学習に参加できるよう、ICTを活用した学習機会の提供や情報発信の充実を図る必要があります。

●環境に関するアンケートによると、「学校の授業などで環境に関する学習を進めること」を大半の市民が重要視しており、学校での環境学習を継続して行う必要があります。次いで、地域や自然の中での体験学習を重視する傾向もみられるため、市民が参加しやすい体験学習の場を設けることも重要です。

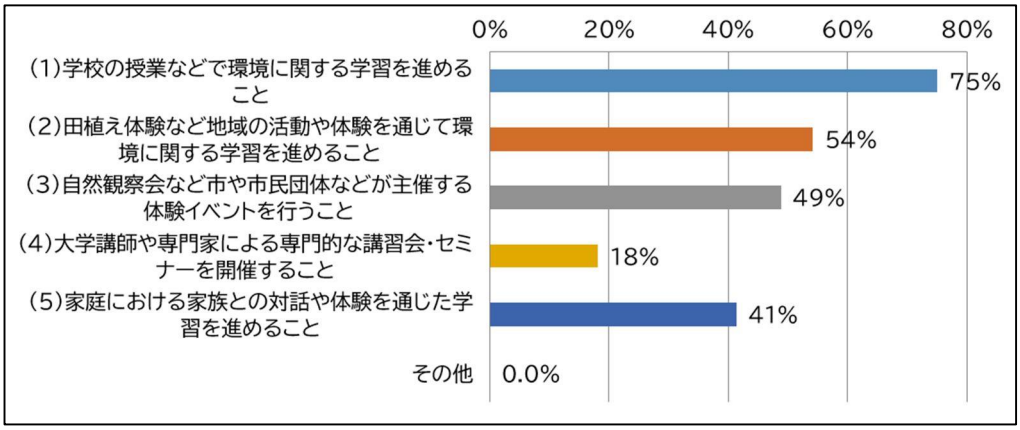

子どもや地域住民を対象とした「環境共育」について、重要だと思う取組み

※資料:令和8年度市民アンケート調査(越前市)

（4）施策

●施策9　人材育成の推進



●市民の取組み

- 環境問題に関心を持ち、積極的に情報を収集する。
- 環境に関する学習会などへの参加に努める。
- 市政出前講座を活用し、環境に関する知識を深める。

●事業者の取組み

- 環境問題に関する情報を積極的に収集する。
- 社内で環境に関する情報の共有や研修会などの開催に努める。
- CSR*（社会貢献活動）や環境に関する情報の公表に努める。

●行政の取組み

(指) 小・中学校での環境教育を推進する。
(指) 幼稚園、保育園、認定こども園での環境学習を推進する。
(指) エコビレッジ交流センターを活用した、環境学習・情報発信を推進する。
(指) 市政出前講座やごみの分別動画を活用し、市民の環境意識の啓発を図る。

- 環境に関する情報を収集し、市のホームページや広報紙、SNSなどの媒体を用いて発信する。

「(指)」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

●施策10　環境保全団体との連携・協働の促進



●市民の取組み

- 市や自治振興会などが行う環境に関する講座やイベントなどに積極的に参加・協力する。
- 雪どけクリーン作戦などのボランティア活動に積極的に参加する。

●事業者の取組み

- 行政や地域住民が行う環境活動や地域の環境保全に関する情報の収集に努め、活動に積極的に参加・支援する。
- 自らが積極的に環境保全活動を企画し、地域との連携を図りながら環境保全の実践に努める。

●行政の取組み

- 市内で環境保全活動に取り組む団体に向けて、活動内容の発信や活動に対する支援を行う。
- 「アースデイ*えちぜん」などの環境をテーマとしたイベントを支援し、多くの人に環境を学べる機会をつくる。
- 市民や事業者など、環境保全に取り組む団体との連携強化を図る。

(5)指標

●施策9　人材育成の推進

指標名		単位	基準値（基準年）	目標値（目標年）	指標選択理由	目標水準設定理由
環境教育提供総時間数	小学生	時間/年	27.2（R7）	27.2（R12）	学校での環境教育の成果を示します。	基準年の成果を維持します。
	中学生		20.9（R7）	20.9（R12）		
環境学習実施率（幼稚園・保育園・こども園）		%	100（R7）	100（R12）	幼児期からの環境学習の実施状況を示します。	全園での開催を維持します。
市政出前講座実施回数		回/年	26（R7）	26（R12）	ごみ分別、脱炭素等の市政出前講座の実施状況を示します。	基準年の成果を維持します。
エコビレッジ交流センターを活用した環境学習会参加人数		人/年	2,413（R7）	3,000（R12）	エコビレッジ交流センターでの環境学習会の開催状況を示します。	環境学習会参加者を毎月250人程度とします。（約250人/月×12ヶ月）

第4章　計画の推進

1　計画の進捗管理

（1）進捗管理の基本的な考え方

本計画に示す各種施策を着実に進めるには、「課題」「目標」「施策」に一連のつながりを持たせることが重要です。そのため、計画策定後の進捗は、「PDCAサイクル」を用いて適切に行います。

PDCAサイクルとは、「Plan（計画）」、「Do（実施）」、「Check（点検・評価）」、「Action（見直し）」のことで、本計画では、毎年このサイクルを繰り返していくことで、施策の進捗状況における問題を解決し、改善しながら環境像の実現を目指します。

■計画（Plan）

環境に関する社会情勢や上位計画などと整合を図るため、定期的に見直しを行います。

■実践（Do）

計画に基づき、各主体（市民・事業者・行政）が具体的な取組みを実行します。

■点検・評価（Check）

毎年、主な計画関連事業や指標の進捗状況を把握し、計画の達成状況を評価します。

■見直し（Action）

評価結果に基づき、施策や取組内容を見直し、次年度以降へ反映させます。

（2）年次報告による公表、評価

市は、毎年度、計画の進捗状況について、市環境審議会*に報告するとともに、年次報告書（環境白書*）や市ホームページ等を通じて公表し、評価を受けます。

また、市に寄せられた提案や意見は、計画の施策や取組みなどの見直しに反映します。

（3）指標や目標値等の見直し

本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、市民等の意見を反映しながら、越前市環境審議会に諮り、指標や目標値等の見直しを行います。

2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政の協働の下、取組みを進める必要があります。このため、以下のような推進体制を整備し、各主体が互いに連携しながら、計画の効果的な推進を図ります。

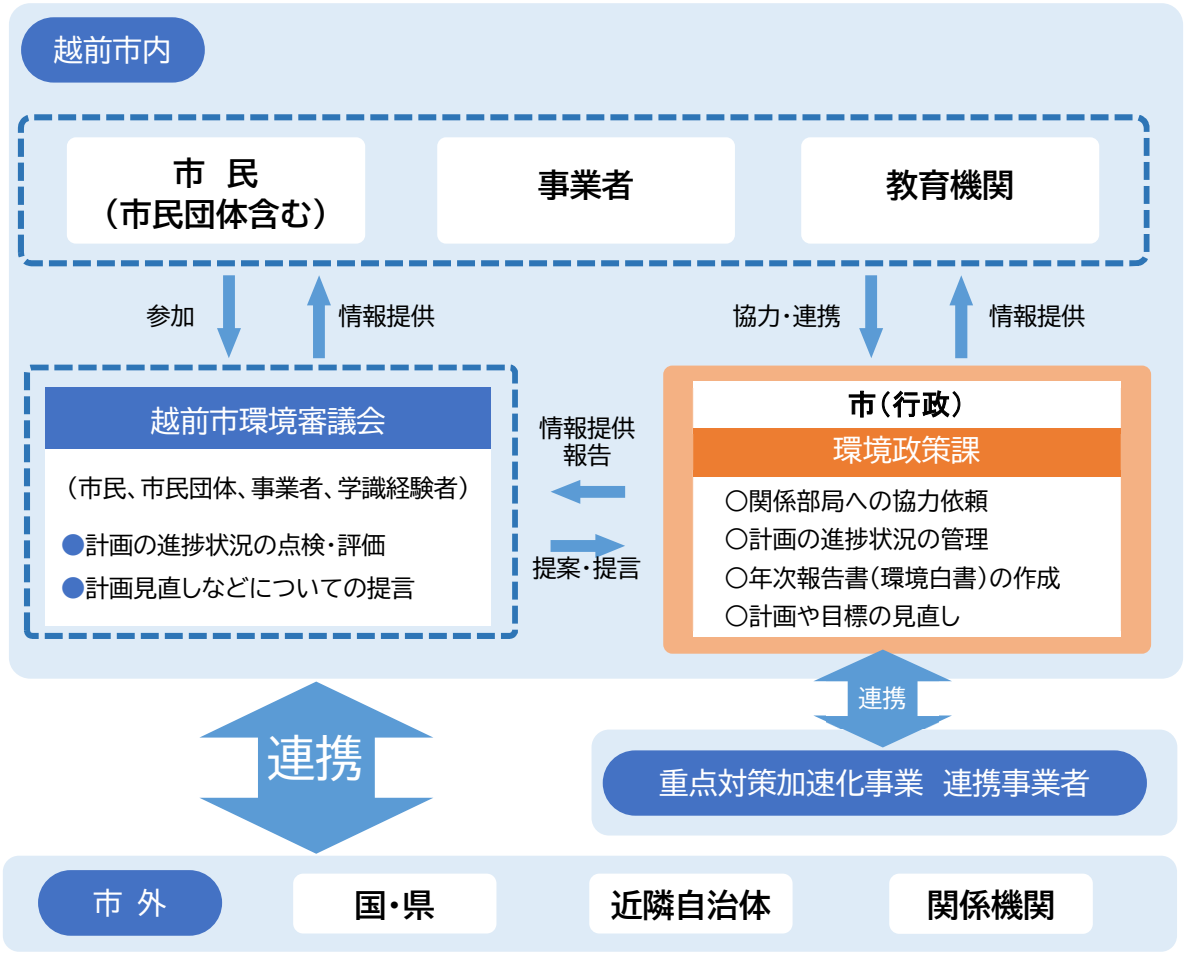

●越前市環境審議会

市環境審議会は、市環境基本条例第19条に基づき設置された機関です。

市環境審議会は、本計画の進捗状況について市からの報告を受け、これについての評価を行った上で、市に対して提言等を行います。